生命保険に関する調査研究報告（要旨）

No.23

財団法人 かんぽ財団

2013.3

生命保険に関する調査研究報告（要旨）の発刊にあたって

平成25年１月期の内閣府「月例経済報告」では、「景気は、弱い動きとなっているが、一部に下げ止まりの兆しもみられる。」としており、「先行きについては、当面は弱さが残るものの、輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景に、再び景気回復へ向かうことが期待される。ただし、海外景気の下振れが､引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、雇用・所得環境の先行き、デフレの影響等にも注意が必要である。」との見解を示しています。

そのような経済情勢の中で、保険業界の動向については、「保険業界を取り巻く環境はますます厳しくなっている。グローバルにおける保険業界動向の特徴は、⑴経済環境の厳しさから生じる保険料の低下へのプレッシャーや投資収益の減少、⑵顧客の要求の高度化、⑶スマートフォンなどの顧客が持つテクノロジーの進化、⑷新興市場への参入、M&A をはじめとする市場機会の拡大、⑸地理的なバランスの変化、新しいグローバルオペレーションモデルの発展など世界市場構造の変化が挙げられる。一方、日本市場においては、生命保険、損害保保険共に保険料の伸び悩みが続いており、今後マーケットが飛躍的に伸びる可能性は少ないと考えられる。」という報道記事が出ています。

当財団は、昭和61年度以降、生命保険分野の発展のための諸問題にかかわる調査研究に対して資金助成を行っておりますが、昨今の生保業界の動向を見ていけばその意義はますます高まってきていると考えています。

つきましては､今般「平成23年度助成の調査研究報告（要旨）（第23号）」を発行しましたので、ご高覧の栄を賜れば幸いです。

平成25年３月

財団法人かんぽ財団

調査研究報告（要旨）目次

《平成23年度助成》

1　**保険仲介者の助言義務に関する研究**
—英独の法規制を参考に—　深　澤　泰　弘　1

2　**キウイバンク（NZ のゆうちょ銀行）の成功要因に関する調査**　中　尾　彰　彦　6

3　**米国のコミュニティ開発金融とその支援策**　松　田　　岳　11

4　**市場・合意に対する規制の多様化と保険契約**　丸　山　絵美子　15

5　**震災による介護保険市場への影響と費用負担の検討**
— DEA によるアプローチ—　山　内　康　弘　19

6　**保険金請求訴訟における審理原則の再検討**
—金融 ADR 制度と訴訟との比較を通して—　村　上　正　子　23

7　**保険のテレビ広告における主人公の年齢層・ジェンダー役割・家族像**
—日本とタイの国際比較研究—　ﾎﾟﾝｻﾋﾟﾀｯｸｻﾝﾃｨ・ﾋﾟﾔ　27

8　**ソルベンシー・マージン比率の見直しが生保の株式投資に及ぼす影響**　小　藤　康　夫　32

9　**人口減少社会に於ける公的年金と私的年金の役割**　小平　裕　35

10　**大震災時における生命保険の機能と社会的役割**　星野　豊　40

11　**企業年金財政と母体企業の経営・市場評価**　柳瀬典由　44

12　**保険商品の販売チャネルの多様化**
—預金受け入れ金融機関による保険販売を中心にして—　㈹家森信善　48

13　**サンフランシスコ市／郡の地域市場とメディケア**　櫻井　潤　54

14　**確定拠出年金における個人別管理資産下落時の加入者救済と運用方法としての生命保険**　内椿博信　59

15　**社債スプレッド変動要因と銀行の債権投資活動について**
—流動性の視点から２つの金融危機を比較して—　白須洋子　63

16　**アジア新興市場における生命保険思想並びに資金運用の長短期性向の形成因に関する理論的・実証的研究**
—ベトナムを例に—　藤江昌嗣　67

17　**消費課税としての保険税の法的分析**
—英国及びドイツの制度との比較を中心に—　辻　美枝　72

18　**少子高齢化社会における公的年金制度と公共資本整備**　㈹ 菅　原　晃　樹　77

19　**地域別安全度指標の作成**　林　万　平　81

20　**アメリカ銀行の保険クロスセル戦略**　宮　村　健一郎　86

注１：氏名の前の㈹は、共同研究の代表者を示します。
　２：共同研究の場合の「プロフィール」は、研究代表者のものです。
　３：研究者の所属・役職及び研究テーマは、報告書提出時のものです。
　４：本報告（要旨）は、調査研究助成申請順に掲載しています。
　５：本報告（要旨）は、㈶かんぽ財団のホームページに掲載する予定です。

保険仲介者の助言義務に関する研究

―英独の法規則を参考に―

深澤泰弘（岩手大学人文社会科学部准教授）

プロフィール

2008年９月東北大学大学院法学研究科博士課程後期満期退学。2008年10月岩手大学人文社会科学部准教授。専門は保険法、会社法。論文「請求権代位の適用範囲に関する一考察」関俊彦先生古稀記念論文集『変革期の企業法』所収。

［要旨］

１　はじめに

保険商品はその内容の複雑性や不可視性、顧客が自らのニーズを把握することの困難さ等から、保険仲介者が顧客のニーズを確認し、それに適合した保険商品を勧誘・販売することが必要となる。したがって、保険仲介者には助言義務や適合性原則が課されることが望ましいが、保険法にこれらのルールは規定されなかった。しかし、これについては再検討を促す見解も少なくない。そこで、本稿では、保険仲介者の助言義務・適合性原則の法制化（特に民事規定として）の必要性とその可否について、ドイツ法、イギリス法、PEICL と比較しながら検討を行う。

２　我が国における保険仲介者の助言義務および適合性原則の現状

我が国の保険仲介者の助言義務および適合性原則に関する規定をみると、保険仲立人には誠実義務からベスト・アドバイス義務が課されており、特定保険契約の勧誘・販売には、金商法40条の準用から、適合性原則が適用される。また、第２分野の保険商品以外は監督指針により、保険仲介者は意向確認書面を用いて顧客のニーズや要望等の顧客の情報を適切に入手し勧誘・販売が行われ

る。しかし、これらのルールはいずれも業法規定または監督指針であり、違法な保険募集の事前の抑止効果は期待できるものの、実際に違法な募集行為がなされ、顧客に損害が発生した場合に直接的に民事救済の根拠になるわけではなく保険契約者保護としては片手落ちな感が否めない。

３　ドイツ法の現状

ドイツ保険契約法では、保険者や保険仲介人等に常に助言義務が生じるわけではなく、助言をする理由があるときにはじめて助言義務が生じる。したがって、この理由があるときの理解が非常に重要になる。助言をする理由が生じる場合、保険者等は顧客に質問し、その要望および保険の必要性を聞き出さなければならない。そして、それを踏まえて助言をし、その助言の根拠を示す必要がある。助言についてはベスト・アドバイス義務までは負わない。保険者については契約締結後にも助言義務を負う可能性がある。そして、保険者等が、助言をする理由が生じる時に、助言義務等に違反した場合には、保険者等は、それによって顧客に生じた損害を賠償する責任を負う。この場合に、保険者等が義務違反につき無過失を証明しない限り免責されない。

４　イギリス法の現状

イギリスでは保険商品を投資性保険商品と保障性保険商品に分けて別々の業務規定で規制している。投資性保険商品については、まず保険仲介者は自らがどのような立場で助言を行うのかを明示する義務を負う。以前は、保険仲介者はいわゆるベスト・アドバイス義務を負っていたが、現在では、専門家基準に従い、市場において入手可能な相当数の生命保険商品の分析に基づいて助言を行えばよいとされている。保険仲介者が個別推奨を行う場合には、顧客の当該商品に関する投資分野における知識および経験、財政状況、ならびに投資目的に関する必要な情報を取得しなければならない。さらに、生命保険に関して個別推奨を行う場合には、適合性レポートを顧客に交付しなければならない。

保障性保険商品でも、当該保険仲介者が自らの立場を明示する義務を負っている。保険仲介者は、契約締結前に、要望とニーズに関する書面において、顧客の要望とニーズを特定しなければならず、顧客への助言の根拠を明らかにし

なければならない。

以上のようなFSA規則に保険仲介者が違反し顧客に損害を与えた場合、顧客は義務違反とその結果損害を被ったことを証明するだけで、保険仲介者に対して損害賠償請求をすることができる（FSMA150条）。

5　ヨーロッパ保険契約法原則における規定の概要

PEICLには保障（補償）の不合致を指摘する義務が規定されており、契約の申込人に助力する契約前の一般的な義務を保険者側に負わせることにしている。この義務に違反し保険契約者に損害が発生すると、保険契約者に損害賠償に関する権利が生じる。

6　我が国における保険仲介者の助言義務および適合性原則のあり方に関する検討

いずれの法規則も顧客のニーズや要望を確認し、それに基づいて顧客に適合する商品を推奨する（助言する〉ことを要求し、その助言の根拠を示し、そしてそれらを文書の形で作成・交付することを要求している。このようにルールの実質的な面については共通している。

しかし、以下のような点が異なる。ドイツ法では助言をする理由が生じる揚合に限って保険者等は助言義務を負うが、我が国の場合、保険仲立人や特定保険契約については助言義務や適合性原則を常に負うし、第２分野の保険以外は意向確認書面によって常に顧客のニーズや要望を確認し勧誘・販売がなされる。この点は我が国のルールの方が消費者保護に資するようにみえる。しかし、ドイツ法では保険者の助言義務は契約締結後にも生じる可能性があるが、我が国やイギリスでは契約締結前にしか生じず、また、我が国では意向確認書面は第２分野の保険については適用除外であるが、ドイツやイギリスでは当然に適用除外となるわけではない。したがって、この点では我が国の方が適用範囲が狭い。

そして、何より最大の違いはドイツ法の助言義務は保険契約法という私法規定で定められるが、我が国の場合、保険業法や監督指針の規定であるという点である。確かに我が国においてもこれらのルールに違反すれば保険業法違反と

なって、業務改善命令等が下される。しかし、行政規制はあくまでも事前規制であり、実際にその違反により損害を被った顧客側の救済としては不十分である。この点、ドイツ法では、助言義務に違反した場合に保険者等が損害賠償義務を負う旨が定められており、保険者側に無過失の証明責任を負わせるなど消費者保護が図られている。イギリス法においても、助言義務や適合性原則に関するルールはFSA規則であるが、これらに違反した場合、顧客は保険仲介者に対して損害賠償請求ができる旨がFSMAに定められている。PEICLにおいても同様の規定がみられる。

以上のように比較してみると、我が国の保険仲介者の助言義務・適合性原則に関する規定が、ドイツ法やイギリス法に比べ、損害を被った顧客の民事救済の可能性につき明らかでない点で消費者保護として不十分な感が否めない。助言義務や適合性原則が諸外国では民事救済を伴うルールとなっていること、既に我が国においてこのようなルールを事実上取り込んでいること、このようなルールの実効性が高まることは、顧客の保険仲介者に対する信頼を高めることを考えると、保険仲介者の助言義務や適合性原則は明確に法律によって、特に民事法である保険法によって規定されるべきであると解する。

7　むすびにかえて

ドイツ法、イギリス法、そしてPEICLを見てみると、助言義務や適合性原則は保険仲介者にとってもはやスタンダードな義務であるといえる。我が国においても実質的には同様のルールの下地はできているのであるから、民事規定として保険仲介者に助言義務や適合性原則を課すことがこれらの義務の実効性を高め、保険契約者保護にもつながるものと思われる。したがって、保険仲介者の助言義務や適合性原則に関する民事法制化については早急に再検討がなされることが望ましい。本稿では、ドイツやイギリスの法規則がどのように運用されているかについての分析・検討や、我が国で助言義務や適合性原則を法制化する際の具体的な提言はできなかった。これらについては今後の研究課題としたい。

［報告書本文］目次

1　はじめに
1.1　問題提起
1.2　考察の順序
2　我が国における保険仲介者の助言義務および適合性原則の現状
2.1　保険仲立人の誠実義務
2.2　特定保険契約における特則
2.3　保険会社の業務運営に関する措置
2.4　小括
3　ドイツ法の現状
3.1　保険者の助言義務
3.2　保険仲介人および保険助言人の助言義務
3.3　小括
4　イギリス法の現状
4.1　投資性保険商品における助言義務および適合性原則
4.2　保障性保険商品における助言義務および適合性原則
4.3　保険仲介者の民事責任
4.4　小括
5　ヨーロッパ保険契約法原則における規定の概要
6　我が国における保険仲介者の助言義務および適合性原則のあり方に関する検討
7　むすびにかえて

キウィバンク（NZのゆうちょ銀行）の成功要因に関する調査要旨

中尾彰彦（滋賀大学大学院経済学研究科）

プロフィール

1952年滋賀県生まれ。滋賀大学経済学部卒業後1975年郵政省入省。貯金局資金運用課課長補佐、官房企画課課長補佐、郵便局長を経て2006年日本郵政近畿支社郵便事業部次長を最後に退職。2008年より同大学院博士後期課程在学中。2011年財務局主催学生論文コンテスト優秀賞受賞「日本の地域金融再生についての一提案」

［要旨］

本世紀初頭にニュージーランド・ポスト（以下「NZポスト」）の子会社として設立されたキウィバンクは、郵便局を通じた基礎的金融サービスの提供を全国的に復活させただけでなく、短期間に高成長と安定収益を実現したポストバンク（郵貯銀行）の成功モデルである。

財務状況分析等の結果、キウィバンクは住宅ローンを貸出の核とし資金利鞘と手数料収入の２本立てで地域住民や中小企業に顧客志向の金融サービスを展開、わずか10年で経営の安定性、ビジネス戦路、リスク管理、顧客満足、社会的義務の実現など多くの点で優れた銀行に成長していることが判明した。その背景には1980年代半ばから始まった国有企業改革の影響が見受けられ、首都であるウェリントンを中心に、国有企業改革から顧客サービスに至るまで、専門家からのヒアリングや実態調査を幅広く行い、その成功要因を体系的に把握する必要が生じていた。

我が国では本年４月27日郵政民営化改正案が成立し、金融２社は完全民営化を目指すこととなった。一方NZポストは政府が100％保有する国有企業でキウィバンクはその100％子会社としてNZポストと一体的に運営されている。

金融部門を私企業化・分離せず、NZポストの子会社として維持することの意義・目的を明らかにすることが日本郵政の今後のあり方を検討する上で重要となっていた。

折しも本年４月、NZポストの経営者が、①IT化の進展等に伴い今後郵便利用の急減が見込まれ週６日の配達回数を削減すること（政府とNZポストの合意証書の見直し）、②成長が期待できるキウィバンクの資本増強のため政府資金の投入すること、を求めていたことが公表された。郵便利用の長期減少基調は各国が抱える課題でもあり、NZポストの経営の舵取りは日本郵政に重要な示唆となるため、正確な情報収集を行う必要があった。このような目的で下記調査を行ったものである。

記

１　調査期間　平成24年５月８日（火）～５月21日（月）

２　調査場所　ニュージーランド　ウェリントン市

３　訪問先

⑴　ロブ・レイキング（Rob Laking）氏
ビクトリア大学（ウェリントン校〉元教授　（専門）公的部門改革

⑵　デヴィド・トライプ（David Tripe）氏
マッセイ大学（Massey University）教授　（専門）金融論
Associate Head, School of Economics and Finance
Director, Centre for Financial Services and Markets

⑶　ポール・グッドヘッド（Paul Goodhead）氏
財務省、国有会社モニタリング局（COMU）
Governance and Performance Specialist

⑷　キウィバンク・マナーズストリート支店兼Post Shop

⑸　ニュージーランド・ホームローン社、ロワーハット事務所
マーク・ストーン（Mark Stone氏（役職：New business Consultant））

４　調査結果

1986年公的部門改革の一環としてスタートした国有企業改革は、会社モデル

の導入、政府からの完全分離、利益誘導の排除を基本とし、民間と競争することで政府財政への貢献、バランスシートの改善、財政的・社会的政策目標の達成を目的とするものであった。中でも民間企業と同様ビジネス的成功による収益性・効率性の達成が第一の目標とされ、その上で良き雇用者かつ社会的責任を果たす企業であることが求められた。またコーポレートガバナンス機能を発揮するため、取締役会と CEO を頂点とするマネジメント部門の権限や責任体制を民間企業以上に明確に分離した。こうしたカバナンス改革によって国有企業に民間企業以上の経営能力や説明責任の発揮を求めたのである。

また、国有企業を所有する SOE 大臣は「立法権限がなく所有する株式を売却できない」、「経営にも口出しできない」ことになっている。一方 SOE 大臣は取締役会と一緒に「SOE の国民への説明責任文書（SCI や CSR（社会的責任）目標を作成」し、取締役会に対し「財務・非財務情報やノーサプライズ政策と呼ばれる日常業務に関する主要事項の報告」を求めている。すなわち SOE 大臣の権限や大臣の SOE への関与のあり方は（真の株主である）国民の権限の範囲に限定するという視点で構成されている。我が国では政府の関与の在り方が曖昧であるため「国有企業は官有であって国民（我々一人ひとり）の所有という意識はない（もしくは薄い）」が、ニュージーランドは国民主権のガバナンス構造が機能しており、「国有企業は国民に所有されている」という意識が生まれるのである。

改革を受けて NZ ポストは優れた経営者を集め、企業としての体制が整えられた。また2002年に政治的な支援により設立されたキウィバンクは、NZ ポストの100％子会社として、NZ ポストと一体となった企業理念や社会的目標の下で運営されることになった。キウィバンクには有能な CEO の下に効果的な管理チームが編成され「ニュージーランド人のための手頃な価格の銀行」という国民のアイデンティティに訴えるマーケティング戦略を採り、外資系銀行が重視しなかった大多数の中低所得層というニッチ市場で安定した市場シェアを獲得していく。キウィバンクは、全ての国民を対象に他の銀行より安い料金、有利・便利・シンプルな金融商品を投入して、競争を通じ顧客層を拡大していった。多くの国民の利用拡大は安定した運用先（住宅ローン）の確保と手数料収入の増大をもたらし、それがリスクの抑制と銀行経営の健全性向上に貢献

した。とりわけ住宅ローンをメインとし、利用者のニーズやリスクに対応した住宅保険やローン組換え等のサービス強化を図ることで金利収入と手数料収入の二本立てで安定した経営基盤を構築していった。これがキウィバンクの成功ストーリーである。

しかし、競争力を持つ NZ ポストであったが、IT 化に伴う郵便需要の減少は時代の趨勢として避け難く、週６日の配達回数を減らし、成長の見込めるキウィバンクに政府資金の出資を仰ぐことで金融への投資を強化し、郵便と金融の相乗効果によって郵政事業全体の経営改善を図ろうとしている。従って子会社であるキウィバンクの株式売却などはあり得ない状況となっている。

こうした状況を踏まえ、我が国のゆうちょ銀行や郵政事業の経営形態のあり方に対するインプリケーションとしては、

1　ゆうちょ銀行は、日本郵政グループと一体的に共通の理念及び社会的責任の下に運営し、ユニバーサルな金融サービスを提供することが、国民の信頼を高めそのビジネスを成功させる可能性が高い。

2　金融ビジネスモデルとしては、個人向けサービス、とりわけ住宅ローンをメインとし、利用者のニーズやリスクに対応した住宅保険やローン組換え等のサービス強化を図ることを通じて、経営リスクを抑え資本を節約し金利収入と手数料収入の二本立てで安定した経営基盤を確立できる可能性が高い。

3　郵便需要の減少は我が国でも避け難く、将来的には郵便サービス維持のため成長が見込まれる金融部門への投資を強化し、郵便と金融との相乗効果によって郵政全体の経営改善を図る必要が高まる。そのためには日本郵政の投資政策・配当政策ひいてはその経営に大きな影響を及ぼすゆうちょ銀行、かんぽ生命の完全民営化は回避されるべきである。

ということが指摘できる。

［報告書本文］目次

第１　調査の目的と本書の構成
第２　調査方法・訪問先
第３　諸改革が国民の金融サービスに与えた影響とキウイバンクの発展
第４　国有企業改革及び国有企業統治メカニズムの視点

第５　NZ ポストのガバナンス体制と企業戦略の視点

第６　金融ビジネスモデルの視点

第７　カスタマイズ化した商品設計の視点

第８　結び（本報告書の総括及び我が国へのインプリケーション）

米国のコミュニティ開発金融とその支援策

松田　岳（東京富士大学経営学部准教授）

プロフィール

立教大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。㈶国際通信経済研究所嘱託研究員、金融庁金融研究研修センター専門研究員、立教大学兼任講師、東京富士大学短期大学部専任講師を経て、2009年より現職。共著に『バブル・リレー』（山口義行編、2009年）。

［要旨］

はじめに

金融機関は経済の「血液」とも呼ばれるマネーを仲介する役割を担っている。経済のインフラを担う存在として、「血液」の循環＝金融が円滑に行われるよう配慮することが社会的に求められている。もちろん、多くの金融機関は営利企業であるため、収益の極大化を追求することが株主から求められる。また、金融監督当局からは、金融機関の破綻が経済の混乱を引き起こさないよう、経営の健全性を保つことも求められる。

とはいえ、リーマン・ショック後の金融危機や東日本大震災後の混乱を受けて、我が国において今後より強く求められるのは「金融の円滑化」の方であろう。経営上のミスや本人の落ち度によってではなく、個々の企業や家計には如何ともしがたい経済環境の劇的な変化が、その資金繰りを急速に悪化させてきた。2009年に貸出条件の緩和を前向きに行うよう求める「中小企業金融円滑化法」が制定され、延長されていることは、政府が金融の機能不全の回避をいかに重視しているかを物語っている。

いかにして金融の円滑化を果たすか―そのヒントを得るため、本稿では米国のコミュニティ開発金融の研究を行う。低所得層が多く居住し経済的に弱い立場にあるコミュニティ、言い換えればビジネスが成り立ちにくいコミュニティにおいて、いかにして基礎的な金融サービスは提供されているのであろうか。

米国のコミュニティ開発金融の事例研究を通じて、金融円滑化のあるべき姿を模索するのが本稿のテーマである。

1．コミュニティ開発とインターミディアリー

米国には地場に密着し、コミュニティ開発に携わる組織が存在する。中でも、コミュニティ開発に必要な資金仲介を担うのがコミュニティ開発金融機関（CDFI）である。CDFI はコミュニティの開発ニーズや金融ニーズをよく把握しており、そのリスクについてもコミュニティ外の人々より精通していることで、金融において必要不可欠な情報生産機能を果たす。

それに対し、コミュニティ開発に必要な資金を供給するのは既存の預金取扱金融機関である。「金融機関」という名称はついているが小規模な CDFI よりも、広範に預金を集めることができる預金取扱金融機関の方が、圧倒的に資金供給能力が高い。しかし、コミュニティ開発のような情報生産コストの負担が重い金融サービスは効率が悪いため、金融機関の規模が大きくなればなるほどコミュニティ開発に資金を投じるインセンティブに欠けている。それにも関わらず、預金取扱金融機関がコミュニティ開発の資金源となるのは、コミュニティ再投資法（Community Reinvestment Act, CRA）が存在するからである。同法は預金取扱金融機関に対し、所在するコミュニティへの貢献（融資、投資、サービスの提供）を要求する。

とはいえ、コミュニティへの貢献が預金取扱金融機関にとって負担になることにはかわりない。銀行には効率的に CRA をクリアしたいというニーズがある。CDFI や CDC は規模が小さくても資金獲得の機会を得たいというニーズがある。この両者が関係を取り持ち、両者のニーズを満たす役割を果たしているのがインターミディアリー（intermediary）である。

資金をプールし、供給する大手金融機関、コミュニティの情報に精通しているコミュニティ機関、そして両者の間の資金を仲介するインターミディアリー—それぞれが得意な金融機能を担い、分業することで、コミュニティ開発金融の円滑化が果たされる。重要なのは、米国においてこのような分業関係は規制（国家権力）によって形成されたものではない、という点にある。

２．コミュニティ開発を支える公的支援

上記のようなコミュニティ開発金融における分業関係は規制によって形成されたものではない。とはいえ、それは連邦政府や州・地方政府がコミュニティ開発に何ら関与していないということを意味しない。補助金や税額控除の仕組みを整えることで、政府は草の根の分業関係の形成を側面から支援している。

補助金のうち、財政支援金や経営支援助成金はコミュニティ開発の担い手であるCDFIを直接支援する補助金である。一方、銀行事業助成金は、銀行に低所得コミュニティへ資金供給を行うインセンティブを与えることを目的とした補助金である。これら財務省所管の補助金に加え、住宅都市開発省から「低所得者向けの手頃な住宅の供給」という名目で供給される補助金が、コミュニティ開発金融をファイナンスすると同時に、民間資金の呼び水ともなっている。

一方、税額控除とは内国歳入庁が所管する租税優遇措置プログラムである。クレジットとして与えられた税額控除の権利（クレジット）は、自らその租税負担を軽減することに用いることもできるが、他人にその権利を譲渡できるのが単なる非課税措置と大きく異なる点である。アメリカのコミュニティ開発の現場では、このクレジットを用いた資金集めが盛んに行われている。クレジットは出資者にとっては一種の「配当」を意味し、貸し手にとってはその利子を補うものとして機能する。クレジットに引き付けられる形で、民間資金の投融資が呼び込まれ、コミュニティの資金循環が円滑化される。コミュニティ開発関連の税額控除としては、低所得者向け住宅を建設した際にクレジットが発行されるLIHTCと、コミュニティ開発プログラムが認定されればクレジットが発行されるNMTCとがある。

おわりに

もちろん、以上で分析したアメリカの仕組みを我が国にそのまま持ち込むことはできない。税制・規制が全く異なるだけでなく、コミュニティ開発において重要な役割を果たす、インターミディアリーやコミュニティ開発金融機関といった非営利組織そのものが我が国では十分に育っていない。それ以前の問題として「コミュニティ」やそれを運営する「自治」の概念にも、日米では大きな隔たりがあるため、アメリカのコミュニティ開発で活躍しているような非営

利組織の誕生そのものを願う事が非現実的なことなのかもしれない。

ただ、日本にも信用組合や信用金庫のようなコミュニティとその命運を共にする協同組織金融機関も、またメガバンク並みの運用資産を持ちつつも「収益の極大化」よりも「顧客との信頼関係」を最重要な経営理念として掲げるゆうちょ銀行やかんぽ生命のような「資金プール」も存在する。すなわち、コミュニティ開発において必要な金融機能を果たすプレイヤーは既に存在していると言える。これら既存の金融機関の特性を活かし、それらをコラボレーションさせることで、金融円滑化を果たす仕組みが設計出来る可能性は残されていよう。

［報告書本文］目次

１．はじめに
２．コミュニティ開発金融とインターミディアリー
３．コミュニティ開発を支える公的支援
４．おわりに

市揚・合意に対する規制の多様化と保険契約

丸山絵美子（名古屋大学大学院法学研究科教授）

プロフィール

1993年東北大学法学部卒業。1993年東北大学法学部助手。1999年専修大学法学部専任講師。2005年筑波大学ビジネス科学研究科准教授。2009年名古屋大学大学院法学研究科教授として現在に至る。「消費者取消権」法時83巻８号、「契約の内容規制と消費者の利益・公正な市場の実現」現代消費者法12号等。

［要旨］

本研究は、市場や合意に対する法規制が多元化・多様化する中で、保険契約の「契約締結過程における事業者の行動」（勧誘、説明等）と「事業者が設定する保険契約の内容」（保険契約約款）にかかわる諸規制について、諸法の相互関係や法執行の担い手を整理しつつ、実効性のある多元的規制手段のあり方について検討するものである。とりわけ、21世紀に入ってからの法の展開として注目される消費者契約に対する法規制と保険契約に特有の法規制との関係に着目し、保険契約にかかわる諸法の立法論的解釈論的在り方を検討するものである。

保険契約の締結過程の適正化に関し、保険契約に特有の規制としては、行政的規制の性格を持つ業法ルールが整備されている。しかし、民事ルールとしてはクーリング・オフが保険業法において導入されているものの、たとえば、保険業法上の禁止行為（虚偽の告知や重要事項の不告知の禁止など）に該当しても、ただちには民事効には結びつかない形となっている。逆に、業法においては、契約締結過程における不適切な勧誘・説明行為などのうち行政処分や罰則等に結びつき得る重要な態様のものを禁止行為等として列挙していると理解できる。保険会社等が業法ルールを遵守している場合でも、それは最低限の行為規制を遵守しているということになり、民事的に問題となり得る不適切な勧誘

行為や説明義務違反行為は禁止行為該当行為等よりも広いと理解できる。

不適切な勧誘・説明とその民事的効力に関しては、たとえば、民法96条や消費者契約法４条などいわゆる意思表示の瑕疵規定の要件を満たす場合には当該契約を取消しできることになり、その他の説明義務違反については民法709条による損害賠償責任が問題となり得る。適合性原則遵守義務違反については損害賠償責任のみならず、民法90条による無効が帰結されることもあり得る。2001年に立法された消費者契約法の４条は、詐欺・強迫の拡張として、取消しできる範囲を拡大するものと一般に説明されているが、民法96条と比較して要件的に狭められている部分もあり、実際には、それほどこの取消規範は活用されていない状況にある。相変わらず民法上の説明義務違反による損害賠償請求が利用され、裁判所も過失相殺による調整をも見込んで民法709条による損害賠償講求を認容する傾向にある。保険業法上の禁止行為違反が民事効に直結していないことについては、罰則や行政処分によって目的達成に十分であり、民事効に直結させる必要がないという考え方も成り立つものの、公私協働という観点から、民法90条を媒介に、無効を帰結することは検討に値するであろうし、これを取消規範などとして法律上明確化することも考えられるところである（取締法規違反の私法上の効力論）。もっとも、消費者契約法の取消権が拡充した場合に、それがカバーする領域と重なるということであれば、重複規制の必要はないとも言える。

契約内容の適正化に関しては、保険契約約款とその規制の在り方が重要である。保険契約約款は現在も認可制が採用され、行政的規制を比較的強く残している契約領域であると言えるが、近年の保険法改正によって片面的強行規定が導入されていることからも、民事ルールへのシフトという方向性が伺われるところである。また、認可を受けることによって当該約款上の条項が私法上の不当性評価を免れるということにはならない。不当な契約条項に対する民事的な対応としては、従来は、約款の解釈（隠れた内容規制）が裁判において好んで用いられる傾向にあったと言える。近年は、商法から保険法への改正にあたり、保険契約者等の保護のコンセプトの下、従来任意規定とされていた規定の片面的強行規定化が行われた。契約条件における重要な部分については、立法的な手当てが行われたと言えるが、保険法がすべての契約事項をカバーしているわ

けではなく、保険法が強行規定としてカバーしていない事項については、消費者契約法８条～10条や民法90条による内容規制が問題となり得る。実際に、無催告失効条項については、個別訴訟のレベルであるが、最高裁（最判平成24・３・16金法1943号76頁）まで争われ、判決の結論は消費者敗訴であったが、個別の実務的対応状況をも考慮しての判断であったことからすれば、差止訴訟においては別の結論が導かれる可能性はある。また、消費者契約法９条１号は、消費者契約法施行以来の裁判例の動向をみる限り、純粋に損害の補てんを意図する条項以外にも広く適用される傾向にあることからすれば、解約返戻金条項に消費者契約法９条１号の適用が肯定される可能性は少なくない。その場合には、保険契約に特有の考慮要素を、平均的損害の算定の際に指摘し、かつ平均的損害額を算定する際の顧客圏の括り方について説得的な論拠を示す必要が生じる。画一的基準の設定が困難ということから、保険法においては、責任開始後の保険契約者による任意解約時の解約返戻金に関する規律は置かれていないものの、その算定式を合理的根拠をもって説明し、顧客にはわかりやすい形で情報提供しておくことが不可欠となろう。現在立法が提案されている集合訴訟制度が実現した場合、個人ではコストの関係から提訴に踏み切られなかった問題についても、訴訟提起がなされることが予測されることからも、消費者契約法との抵触という観点からの約款の精査が不可欠である。その場合、勝敗の見通せない消費者契約法の適用事項として残すよりも、可能な範囲で、保険法に民事ルール化するという判断もあり得よう。

そして、現在、適格消費者団体による差止請求権は、消費者契約法、特商法、景表法違反行為にその対象が限定されている。保険法の強行規定違反の契約条項や保険業法上の禁止行為等の規定に抵触する事業者の行為に対し適格消費者団体の差止訴訟を及ぼす可能性が問題となる。ここには、保険法・保険業法に消費者保護法規の要素を見出すことができるかという問題と法執行の担い手として適格消費者団体の登場が適切かという問題が含まれている。ドイツにおける消費者団体による差止訴訟の対象範囲拡大の動向などを参考としつつ、保険法・保険業法について、規定ごとに消費者保護法的性格を精査し、適格消費者団体を法執行主体として登場させる適格性・実効性を含め議論が深められるべきと言えよう。

［報告書本文］目次

Ⅰ　問題の所在
Ⅱ　消費者契約及び保険契約にかかわる法の展開
　1　21世紀における消費者法の展開
　2　保険契約に対する法規制の展開
Ⅲ　保険契約の契約締結過程の適正化
　1　行政的規制
　2　民事ルール
　　⑴　クーリング・オフ権
　　⑵　法律行為法：無効・取消権
　　⑶　損害賠償請求権
　3　小括
Ⅳ　保険契約の内容の適正化
　1　行政的規制
　2　民事ルール
　　⑴　保険約款の合意内容化・解釈
　　⑵　条項無効
　3　小括
Ⅴ　適格消費者団体による差止請求
Ⅵ　集合訴訟制度
Ⅶ　まとめと今後の課題

震災による介護保険市場への影響と費用負担の検討

― DEA によるアプローチ―

山内康弘（帝塚山大学経済学部准教授）

プロフィール

2007年大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程修了。博士（国際公共政策）。兵庫県庁、大阪商業大学非常勤講師、和歌山大学非常勤講師、国立保健医療科学院福祉サービス部研究員などを経て、現在、帝塚山大学経済学部准教授。専門は、社会保障論、地方財政、応用統計学。

［要旨］

平成23年３月11日に東北地方を襲った大震災は、高齢者のケアを担う介護保険市場へも大きなインパクトを与えている。まず、供給面においては、事業所の被災により十分なサービスが提供できておらず、また、需要面においては被災によって要介護度が悪化、更に、家族によるサービスの停滞が起きており、極めて大きなニーズが生じている。長期化すると思われ復興への道のりにおいて、国による保険者への支援が欠かせないと言えるが、残念ながら、その基準となるメルクマークがこれまで明確に示されていない。それは保険者の運営による非効率性やサービスの質による費用発生と、震災のような保険者がコントロールできない要因による費用発生を明確に分解できないことが要因と言える。本研究においては、介護保険市場への影響を、各種データに基づいて整理するとともに、包絡分析法（DEA ; Data Envelopment Analysis）によって保険者や地域の生産性を測り、その計測結果をもとに、保険者の費用負担と国による今後の支援のあり方について提言すべく本研究を開始した。

本研究の分析をすすめる前に、東日本大震災による介護保険市場への影響に

ついて、現地調査とともに、文献収集による調査を行いとりまとめた。震災直後においては、東日本大震災で津波被害が大きかった岩手・宮城・福島の３県で、特別養護老人ホーム（特養）や保育所など、計875の社会福祉施設が被災した（厚生労働省等）が、３県の社会福祉施設は計7200余であることから、その12％が被災したとされる。東日本大震災では、主に沿岸部の病院や施設・避難所から多くの人が、内陸部の病院・介護福祉施設に搬送されたとあり、当該調査対象にした病院は、通常の入院・外来治療をする一般病床の病院とされた。患者の病状が安定すれば、自宅やいわゆるリハビリ病院・長期入院ができる療養型の病院・介護福祉施設など、患者に合った病院や施設などへ移るのが一般的であるが、それが難しくなっているとされた。その理由は、家族が被災して避難所生活をしており、患者や家族が「地元」を希望していることが影響していることや、内陸部の受け入れ病院や施設にも、その地域の患者や入所者・待機者がいるためであるとされている。このような特殊なインパクトによる費用増大はより広域的な政府によって費用が賄われる必要性があると言えるだろう。震災１年後の様子については、岩手・宮城・福島の３県の沿岸部の３割の病院で、患者の平均入院期間が震災前より１割以上長くなっている傾向があるようだ。そのため、退院先や転院先の確保に困り、遠方への転院や入院待機がおきていると記されている。入院の長期化傾向は、病院や介護施設の復旧の遅れのほか、自宅での看護・介護力の低下も影響しているとみられる（朝日新聞2012年２月26日）。本来自宅に戻るかより適切な施設に移るべき患者及び高齢者がそのまま長期で入院することは無駄な費用を増大させ、かつ、生活の質をも悪化させたままであると指摘できる。

東日本大震災のような震災、また、豪雪、台風等による自然災害、離島、過疎等の地理的影響、その他気候条件など、地域の関係者ではどうしようもコントロールできないような要因によって介護サービスが非効率になる場合がある。一方、そのような非裁量の要因を考慮してもなお非効率性が存在するのではないかと疑われる場合も存在するであろう。本研究の分析は、数理計画の一分野である包絡分析法（DEA；Data Envelopment Analysis）を用いて、各都道府県の介護サービス供給の（非）効率性を計測するとともに、その（非）効率性を「技術効率性」（Technical Efficiency）、「環境による効率性」

（Environmental Efficiency）、「価格効率性」（Price Efficiency）、「配分効率性」（Allocation Efficiency）に分解し、それぞれの効率性に起因する最適費用及び損失額を算出した。入力変数は、「介護施設定員数」、「訪問通所系事業所数」、「介護スタッフ数」、「医療等専門スタッフ数」の４変数、出力変数は想定される介護の手間によって加重された「重度要介護者数」、「中度要介護者数」、「軽度要介護者数」の３変数を用いた。計測は介護保険創設当初の2000年度、介護保険制度改正前の2005年度、そして近々の2009年度のデータを用いた。

表（要旨）分析結果（まとめ）

表（要旨）１

	Technical efficiency			Overall efficiency	NTECH/CCR
	NC-IC-based	CCR-based	NTECH-IC-based	NCOST-IC-based	
2000年平均	0.954	0.914	0.994	0.943	1.094
2005年平均	0.951	0.906	0.998	0.937	1.108
2009年平均	0.956	0.932	0.996	0.959	1.073

表（要旨）２

	対象費用（千円）	各モデル計測による最適費用（千円）			
		NC-IC-based	CCR-based	NTECH-IC-based	NCOST-IC-based
2000年合計	2,766,370,793	2,640,403,799	2,470,409,149	2,404,637,850	2,265,194,535
2005年合計	4,290,860,324	4,020,007,638	3,749,613,425	3,636,082,192	3,433,184,609
2009年合計	5,112,219,887	4,821,874,849	4,660,189,229	4,577,973,959	4,393,015,171

表（要旨）３

	Total Cost Efficiency	効率性の分解			
		Technical Efficiency	Environmental Efficiency	Price Efficiency	Allocation Efficiency
2000年平均	0.819	0.954	0.936	0.973	0.942
2005年平均	0.800	0.937	0.933	0.970	0.944
2009年平均	0.859	0.943	0.966	0.982	0.960

表（要旨）４

	Technical Inefficiency（千円）				
	介護施設定員	訪問通所系事務所	介護スタッフ	医療等専門スタッフ	事務等その他スタッフ
2000年合計	1,259,469	768,834	44,536,466	105,109,755	18,320,126
2005年合計	1,185,825	1,056,727	80,879,309	166,936,179	20,336,172
2009年合計	499,169	337,256	74,217,635	73,346,895	13,284,664

表（要旨）５

	Price Inefficiency（千円）				
	介護施設定員	訪問通所系事務所	介護スタッフ	医療等専門スタッフ	事務等その他スタッフ
2000年合計	205,751	170,125	18,427,850	44,462,415	2,505,158
2005年合計	107,782	79,338	46,789,252	61,812,149	4,742,711
2009年合計	196,715	126,892	48,999,202	17,197,116	15,695,345

表（要旨）は本研究による分析結果をとりまとめたものである。分析結果か

ら以下のことが考察できる。⑴各都道府県における介護サービスの供給には一部の都道府県を除いて非効率性が存在し改善の余地があると言える。⑵本研究で対象としている介護サービスの費用のうち、介護サービス供給の非効率性によって、現在、およそ7300億円もの損失が存在する可能性がある。⑶その非効率性の種類については、環境による非効率性（Environmental Inefficiency）も存在し、コントロールできない面もあるが、技術的効率性（Technical Inefficiency）や配分効率性（Allocative Inefficiency）といった地域の関係者にとって裁量の余地のある非効率性もあり、改善の余地は相当あると言える。そのことは地震といった自然災害等による非効率性とその地域に裁量によって改善できる非効率性を識別することができ、効率性の改善に向けた努力を評価できることを意味する。⑷技術非効率性と価格非効率性についての各要素別の損失額を計測したところ、「医療等スタッフ」と「介護スタッフ」に関わる非効率性が大きく、改善の余地があることがわかった。以上のとおり、まだ分析上の改善の余地はあるものの、介護保険市場への影響を、各種データに基づいて整理し、DEA などによって保険者や地域の生産性を測り、その計測結果をもとに、保険者の費用負担と国による今後の支援のあり方について提言していくことは重要であり、引き続き研究を進めていく必要性がある。

［報告書本文］目次

１．はじめに
２．東日本大震災による介護保険市場への影響
３．非効率性の金銭的価値の計測と費用負担例
⑴　技術効率性（Technical Efficiency）
⑵　価格効率性（Price Efficiency）
⑶　配分効率性（Allocative Efficiency）
⑷　費用の分解
４．データと分析結果
５．考察と結語

保険金請求訴訟における審理原則の再検討

―金融 ADR 制度と訴訟との比較を通して―

村上正子（筑波大学人文社会科学研究科法学専攻准教授）

プロフィール

1992年３月上智大学法学部卒業。1998年７月一橋大学大学院博士後期課程修了、博士（法学）取得。1999年１月筑波大学専任講師。2001年同助教授。2007年４月同准教授。「国際民事訴訟法」2009年６月弘文堂。「保険金請求訴訟における証明責任についての一考察」筑波法政51号71頁―98頁2011年９月。

［要旨］

保険金請求訴訟においては、関連する証拠（訴訟資料）はできるだけ提出されるべきであり、立証負担の衡平な分配とともに、早期の段階での争点の明確化等による審理の充実化・迅速化という要請をも考慮し、審理を尽くして事実認定をしてこそ、保険金の不正請求を防ぎ、保険制度の健全性を確保することにつながるとされる。しかし、そもそも保険制度の健全性の確保というものは、訴訟を通して実現されうる、あるいはされるべきものなのであろうか。保険制度の健全性を確保するための充実かつ迅速な紛争解決の方法としては、裁判外の紛争解決（ADR）のあり方を検討するという方法の方が有用ではないか。あるべき ADR の姿を模索し、その法制化ならびに発展を検討する過程で、改めて民事訴訟の審理のあり方も見えてくるのではないか。本稿ではこのような問題意識を契機として、保険業界における ADR 制度の法制化ならびにその発展が、民事訴訟の審理にいかなる影響を及ぼすのか、両者の位置づけ（すみわけ）はどのような形でなされるのかを考えていくとともに、訴訟における審理を見直すことで保険制度の健全性を確保することが可能なのかを再検討することを目的としている。

我が国では現在、広く金融サービスに関わる紛争の横断的な解決機関としての「金融 ADR 制度」をめぐる議論が盛んになっている。本稿では、我が国における議論の際に参照される英国の制度と、業界主体の紛争解決制度と法定の制度を合体させたという点でその方向性を同じくするオーストラリアにおける金融オンブズマン制度の概観を、インタビュー調査によって明らかにした。オーストラリアにおける金融 ADR 制度は、オーストラリア証券投資委員会の監督の下、そこで策定された方針に合致した紛争解決システムの構築を各金融会社に義務付けている。そのシステムとは、社内苦情処理手続（IDR）を設けることと、外部紛争解決スキーム（EDR）へ加入することで完成するものである。オーストラリアの金融 ADR において、各金融会社に設けられている IDR 手続の果たす役割は大きい。それは、紛争の大半がこの IDR 手続で処理されていること、また EDR の前に、IDR 手続による紛争解決が義務付けられていることにある。各金融会社は、苦情や紛争の自主的な解決を通して、商品やサービスの向上につなげることができる。この IDR 手続で重要なのは、信頼関係の構築であり、情報の完全かつ明確な開示（交換）であり、常に顧客の満足を得ることである。そのためには手続はできるだけ透明に、シンプルにする必要がある。紛争は当事者の関係がこじれる前に出来るだけ早期に解決するべきであり、そのためには常に交渉の余地を残している。この IDR 手続で解決出来なかった紛争だけが、EDR 手続に移行する。EDR 手続のうち最大のスキームは金融オンブズマンサービス（FOS）であり、財政を支えているのは会員である金融サービス会社である。FOS の紛争解決のための判断は、ケースマネージャーによる勧告とオンブズマンによる裁定とに分かれており、裁定には片面的拘束力がある。事件を処理するにあたって最も重視されているのは、両当事者にとっての公平性と妥当性であり、ADR 前置は義務付けられてはいないものの、ほとんどの消費者が ADR を利用している。オーストラリアにおける金融オンブズマンサービスは、業界型の ADR 機関をうまく活用し、かつそれぞれの会社内部での紛争解決制度を改善・発展させることで、金融業界自体のレベルアップに成功している（少なくともそのような自負がある）と評価できる。

業界横断的な ADR が、業界の健全な維持発展に不可欠であるということは、オーストラリアにおける金融オンブズマンサービスが実証していると思われ

る。ADR は関係がこじれる前の出来るだけ早い段階での解決を志向し、それをビジネスにフィードバックさせて紛争の発生を防止するという対応を可能としているのである。これを「顧客の満足」という理念のもとで、サービスの一環として行っているからこそ、有効に機能しているといえる。そうすると、当事者対抗主義に基づいて権利を主張する者に証明責任を課すという審理原則に基づく訴訟制度は、保険制度の健全性を確保することを目的に設計されているわけではなく、そのような目的を達成することを期待すること自体が適切ではないといえる。保険制度の健全性の確保とは、消費者による苦情・紛争を保険業界のコーポレートガバナンスの一環として処理し、それをフィードバックさせてその後の経営方針等に反映させるという、その循環の中でこそ達成できるものではないか。その意味で、この目的は ADR でこそ適切に果たされるべきものであろう。ここに ADR と訴訟とのすみわけ（役割分担）を明確にする意義があると思われる。

ただ他方で、訴訟のあり方が変わりつつあるのも事実である。証拠の偏在現象がみられる訴訟においては、従来の証明責任の分配を見直したり、証明責任を負担しない側の当事者（本来は証拠を提出する義務はない）にも一定の協力義務を課すことにより、当事者間の公平、裁判の適正・迅速という民事訴訟の理念が実現されようとしている。このことは特に真実発見の要請が高い事案や一般国民の関心やその利益に影響のある事案において見られる。そしてこのような要請を受けて、民事訴訟法においても、専門委員制度や提訴前の証拠収集処分制度が導入されたのである。以上に鑑みると、金融 ADR についても、例えば、当事者（被害を受けた消費者）が多数に上り、一般国民の関心が高く、その事件の経緯や原因、さらには解決の行方がきちんと解明されることが必要な事案や、従来の判例解釈に重大な影響を及ぼすことが明らかな事案については、ADR による解決よりも、訴訟手続による処理が適切といえよう。また、金融 ADR 制度が発足したばかりで、いまだ各業態ごとの ADR 機関も発展途上であり、ADR が果たすべき機能が十分成熟していない現状では、その機能を訴訟がある程度担わざるを得ないのは否定できない。その場合には、近時導入された専門委員制度や提訴前の当事者照会制度などを、積極的に利用すべきである。これらの制度は現在ほとんど利用されていないが、裁判所が関与しな

い当事者同士の情報交換という側面は、当事者間の関係がこじれてしまっているとはいえ、ADR 的な側面を有しているともいえる。もちろんそのためには、紛争の解決に必要な情報は早期にかつ自主的に開示するという金融会社側の認識が不可欠である。このような認識は、従来の訴訟においては異質なものであり、それであるからこそ現在はこの制度がほとんど使われていない一因になっていると考えられるが、訴訟制度を保険制度の健全性確保のための紛争解決方法の１つとして位置付けようとする限りは、当事者の意識改革は必要であろう。ADR のあり方をめぐる議論の結果や、それを受けた業界団体の意識改革（自己変革）が、当事者間の紛争解決にとどまらず、訴訟の審理それ自体にも反映されれば、わが国の民事訴訟がさらに大きく変わっていく契機となると期待される。その意味でも、我が国における金融 ADR 制度がどのように発展していくかは非常に興味深く、今後もその動向に注目したい。

［報告書本文］目次

Ⅰ．問題の所在（本稿の目的）
Ⅱ．我が国の ADR をめぐる動向
Ⅲ．比較法的考察　～オーストラリアにおける金融オンブズマンサービスについて～
Ⅳ．我が国への示唆と検討　～ ADR と保険金請求訴訟の審理のあり方の再検討～

保険のテレビ広告における主人公の年齢層・ジェンダー役割・家族像

―日本とタイの国際比較研究―

ポンサピタックサンティ・ピヤ
（長崎県立大学国際情報学部情報メディア学科准教授）

プロフィール

1990年タイのタマサート大学ジャーナリズム＆マスコミュニケーション学部卒業。99年Leo Burnett 入社。05年大阪大学大学院人間科学研究科修士課程修了。09年京都大学大学院文学研究科・博士（文学）学位を取得。09年より長崎県立大学シーボルト校国際情報学部准教授、現職。

［要旨］

１．はじめに

本研究の目的は、国際比較研究の観点から、日本およびタイの保険のテレビ広告の特徴（相違点と類似点）を明らかにすることである。具体的には、保険のテレビ広告にみられる主人公の年齢層、ジェンダー役割、そして家族像をそれぞれ比較することで、現代における日本とタイの社会・文化的状況を分析する。

「リスク社会」と呼ばれる現代社会において、保険は人々が抱える生活上の悩みや将来への不安を軽減させる役割を担っている。先行研究の知見では、ある人が生命保険を利用するかどうかの選択は、おもにジェンダー規範や家族構成、学歴、政治・宗教的な信念（イデオロギー）をはじめとする社会・文化的要素により影響されている、ということが明らかにされてきた。とくに、マーケティング論の領域では、生命保険にみられるきわめて個別化された商品プランや宣伝手法とは、ターゲットとされる顧客の基本属性（性別や年齢）はもち

ろん、顧客を取り巻く社会・経済的状況をも総合的に分析したうえで、きわめて戦略的に作成されたものである。

以上のように、ある社会のなかで流通している生命保険の広告内容や宣伝手法には、当該社会における人々のライフスタイルや価値観、社会意識が色濃く反映されていると考えられる。そこで本研究は、日本とタイの保険のテレビ広告をとりあげ、主人公の年齢層、ジェンダー役割、および家族像について分析する。こうした課題をとおして本研究は、両国における保険のテレビ広告が、両国の社会・文化的状況をそれぞれどのように反映しているかを考察する。

日本とタイを比較対象とした理由を説明する。先行研究は「西欧社会」の事例に偏重する傾向があったため、本研究は先行研究の視点では見落とされがちだった「非西欧圏」の事例として、「アジア圏」に属する日本とタイの２国をとりあげ比較研究を実施することにした。ただし、言うまでもなく両国の社会・文化的状況は、以下の各点で大きく異なっているため、両国は本研究が課題とする広告の比較研究を実施するのに適切な事例だと考えられる。第一に、タイは日本より女性の労働力率が非常に高く、女性の経済生活活動への参加の機会も大きい。第二に、核家族より複雑な構造を持つ世帯の割合は、日本よりタイの方が高い。第三に、2000年に日本の65歳以上の人口は全人口の17.5％を占めているのに対して、タイは6.1％を占めているに過ぎない。第四に、保険料に関する国際比較データをみると、2010年の国別ドル建て総保険料シェアについて日本は世界２位だが、タイは32位にランクインされている。

このように同じアジア社会の事例でありながら、両者の社会・文化的状況が大きく異なっているために、日本とタイの事例をとりあげることにした。

２．調査方法

本研究における広告サンプルの収集方法と、分析方法について説明する。第一に、調査方法について言及する。本研究では2011年８月から10月にわたり、日本およびタイの両国で「最も視聴率の高い」３つのチャンネルをそれぞれ選び、それらの３チャンネルの「プライムタイム」に放映された番組から、広告サンプルを収集した。第二に、収集したデータの分析方法については、日本とタイの保険のテレビ広告に関する先行研究の分析方法にもとづき、１つの広告

サンプルは、本研究の研究テーマである以下の三項目に分類した。具体的には１つのサンプルを、１）一般情報、２）主人公の年齢層およびジェンダー役割、３）家族像に関する三つの上位項目に分類したうえで、そこからさらに項目へとコード化して分析した。結果、分類された項目は合計で26となった。

なお、すべての分類項目について共同研究者のコード分類法が恣意的でないか、試験者へのインタビュー調査という形式で信頼性の検証を実施した。その結果、１）調査者、２）共同研究者、ならびに３）インタビュー調査の試験者の３者間でコードの分類が合致した割合は80％以上だった。ここから本研究が測定したデータは、分析に充分耐えうるものだと判断することができる。

３．広告内容に関する分析および考察の結果

まず本研究で得られた分析結果全体の概要について説明する。本研究では、全体で1,157のサンプルを分析した（日本575、タイ582）。その結果、主人公が登場する保険のテレビ広告のサンプル数は、日本では19（全体の3.3％）、タイでは15（タイ2.6％）となった。このように保険のテレビ広告の割合は、タイより日本の方が多いことがわかる。また、日本とタイを比べると、「家族が登揚する広告」の割合はほぼ同じだが（日本13.9％、タイ12.4％）、「家族が現れる保険広告」の割合は、日本の方がタイよりも多いことがわかる（日本12.5％、タイ4.2％）。

次に、具体的に日本とタイの保険のテレビ広告における「主人公の年齢層」、「ジェンダー役割」、および「家族像」に関する比較分析の結果を示すと、以下のとおりである。

第一に、保険広告における登場人物の年齢層に注目すると、タイの保険広告では、日本より「子ども」の姿がよく登場する。これに対して日本の保険広告では、タイの広告と比べると、50歳以上の主人公が頻繁に登場する。このように両国の保険広告に登場する主人公の年齢層は、日本とタイという現実社会における人口構成や少子高齢化の状況を、直接的に反映しているといえる。

第二に、ジェンダー役割について分析する。まず、日本の保除のテレビ広告の特徴は、「30秒広告」、「情報型戦略」、「働く役割の主人公」、「異なっていない男女の役割」、そして「家庭内での仕事に従事している男女の姿」が頻繁に

観察されるという点にある。これに対してタイの保険のテレビ広告では、「30秒広告」、「情報型戦略」、「子どもの登場」、「男性のナレーター」、「男性の主人公」、「働く役割の主人公」、「異なっていない男女の役割」に特徴がある。

こうした日本とタイの保険テレビ広告の特徴を比較すると、両国の保険広告には４つの共通点が見られる。それは、①「30秒広告」、②「情報型戦略」、③「働く役割の主人公」、④「異なっていない男女の役割」という共通点である。とりわけ、広告に現れる男女の役割に注目してみると、両国の一般の広告では女性は主婦や母親など家庭内の仕事に従事していることが多いのに対して、男性は労働者や商品紹介者などの役柄で登場することが多い。つまり、両国における「女は内（家庭）」「男は外（仕事）」というステレオタイプな描写が存在している。しかし、両国の保険のテレビ広告においては、このような男女の性ステレオタイプ描写は存在していない。さらに、日本とタイにおける現実の男女の労働の形態は大きく異なっているにもかかわらず、両国の保険広告に見られる働く男性と女性の割合にも違いが見られない。こうした結果から、両国の保険広告に描かれる主人公のイメージをめぐっては、男女平等のイメージが生成されていると考えられる。

第三に、日本とタイの保険のテレビ広告における家族像について説明する。分析の結果、保険広告に現れる家族のイメージは、両国の家族の現状を反映しながら、生成されつつあるといえるだろう。たとえば、「家族が大切」や「一姫二太郎」のような家族像の強調、「夫婦のみ世帯」の増加、「団塊ジュニア世代」の登場、そして「少子高齢化」といった家族を取り巻く状況の変化である。また、日本の保険テレビ広告の家族像の特徴は、おもに30秒広告のなかで、若い夫婦が旅行に出かけていたり遊んでいたりするシーンが頻繁に登場するという点である。これに対してタイの保険のテレビ広告では、「家庭」のなかで若い夫婦が登場することが多く、そして、夫婦と子ども二人から構成される「４人家族」のイメージが頻繁に観察される。

４．おわりに

以上、日本とタイの保険のテレビ広告における主人公の「年齢層およびジェンダー役割」、「一般情報」、そして「家族像」について比較分析をおこなった。

その結果、両国の保険のテレビ広告のなかには、消費者のジェンダー意識や家族観の変化が鮮明に反映されており、とくに男女平等のイメージや家族像が生成されているということが明らかになった。

最後に、今後の研究課題について手短に説明する。従来の広告研究では、「非西欧圏」、とくにアジア社会の事例をとりあげた国際比較研究が十分に蓄積されてきたとは言いがたい。そのため、今後は日本とタイとの保険広告比較だけではなく、他のアジア諸国との比較研究が求められる。

［報告書本文］目次

1．はじめに
2．調査方法
3．公告の内容分析結果
4．考察
5．おわりに

ソルベンシー・マージン比率の見直しが生保の株式投資に及ぼす影響

小藤康夫（専修大学商学部教授）

プロフィール

1953年10月東京に生まれる。1981年３月一橋大学大学院商学研究科博士課程修了。1981年４月弘前大学人文学部経済学科専任講師。1985年４月専修大学商学部助教授。1990年商学博士（一橋大学）。1991年４月より現職。主な著書に『世界経済危機下の資産運用行動』、『決算から見た生保業界の変貌』などがある。

［要旨］

生保の財務力に人々の関心が集まったのは1997年４月に起きた日産生命の破綻からであろう。それ以前は破綻と無縁であったため、わざわざ生保の健全性に注目する人は少なかったと思われる。

だが、生保も一般企業と同様に経営内容が悪化すれば破綻する。そのことを知った契約者は生保の健全性に関心を示すようになった。

そうした契約者の要求に応えるかのように導入されたのがソルベンシー・マージン（SM ＝支払余力）比率であった。専門的知識のない一搬の人にとってもSM比率は極めて利用し易い指標である。なぜなら、細かなことを知らなくても、この数値が200％以上あれば安心できる生保とすぐに判断できるからである。

しかし、有効な指標と思われながらも直前のSM比率が200％を超えていた生保が連続的に破綻するなど、この比率に対する信頼が揺らいだ時期も過去にあった。これではSM比率そのものの存在意義を失ってしまう。そのため、金融庁はSM比率の信頼性を高めようと様々な改正策を打ち出し続けている。

なかでも07年４月３日に金融庁から発表された「報告書」（「ソルベンシー・

マージン比率の算出基準等について」）はかなりの修正を目指したものであった。そこでは検討チームによる議論から保険会社のSM比率の計算方法を大幅に見直す内容が盛り込まれている。

「報告書」では広範囲にわたって修正すべき点が羅列されているが、大雑把に分けて２つの視点からSM比率の見直しが指摘されている。ひとつは短期的見直しとしてのリスク係数の引き上げであり、もうひとつは中期的見直しとしての経済価値ベースによる評価である。

このうち資産価値と負債価値の差である純資産に注目する経済価値ベースへの移行は国際的な動向を観察しながら、ある程度の時間を掛けて検討しなければならないため、当面は短期的見直しであるリスク係数の引き上げのほうに注目が集まっていった。

実際、翌年の08年２月７日には「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）」が金融庁から発表され、広範囲にわたるSM比率の短期的見直し案が具体的に示された。そのなかに国内株式等のリスク資産を対象にした項目が取り上げられ、資産価格の変動による元本割れリスクである価格変動リスクの計算方法の変更がまとめられている。

これにより200％を下回る生保会社が現れれば、金融庁に経営改善計画を提出しなければならないことになる。そうならないために生保は期限までに確実にSM比率対策を取る必要がある。そこで、にわかに注目を集めているのが国内株式の保有による価格変動リスクの扱いである。

わが国の主要生保は純投資といった機関投資家が果たさなければならない本来の目的のほかに、関連企業とのつながりを深める手段としても株式を大量に保有している。いわゆる、政策投資としての株式保有である。

だが、大量の株式を保有したままでいれば、新しい計算方法からSM比率が下がってしまう。基準値の200％を下回る最悪の事態は絶対に回避しなければならないが、たとえ基準値を十分に上回っていたとしてもSM比率が下がれば、契約者をはじめとする様々な関係者に不安を抱かせる恐れがある。

それを取り除くには保有株を売却し、価格変動リスクを引き下げる必要がある。「日経新聞」ではそのことを裏付けるかのように、生保の株式保有の変化についての記事を載せている。

これを見ると、国内株の有価証券に占める割合は主要生保９社全体で05年度末の25.7％からほぼ半減化し、10年９月末には13.2％になっている。

だが、ここで注意しなければならないのは新聞紙上で取り上げた保有株のデータは決算時に発表された数値であり、それは時価で評価されたものに基づいている。もし、生保がSM比率対策として株式の売却に走っていると主張するならば、時価ではなく、簿価から判断しなければならないであろう。

なぜなら、時価ならば生保が株式を売却しなくても、株価そのものが下落すれば保有株の金額も下がるからである。これでは必ずしも株式を売却したとはいえず、ましてSM比率対策を実施しているとはいえない。やはり、簿価に注目しない限り、生保の株式投資行動は正確に判断できないと思われる。

したがって、本論文では実際に決算のデータから保有株の簿価を推定し、その動きを正確に追っている。これによりSM比率の見直しの議論とともにマスコミ等で報道されているような株式の売却が実際に実行されているかどうかが確認できるであろう。

そこで主要生保９社を対象にしながら、保有株の簿価を推測し、対前年度比増減率を求めることで分析した。その結果、増減率がマイナスの年度もあるが、プラスの年度が見られる。それゆえ、必ずしもSM比率対策として株式を売却しているわけではないことがわかる。

さらに分析を進め、保有株の簿価の増減率とSM比率の増減をプロットして、両者の関係を求めた。もし、SM比率対策として株式を売却しているならば、両者の関係は負になるが、実際は正の関係が見られた。これらのことからも、本論文では必ずしも生保はSM対策として株式の売却に走っているわけではないと結論づけた。

［報告書本文］目次

1　SM比率の短期的見直し
2　SM比率の計算方法とプロシクリカリティ問題
3　主要生保の保有株の動きとSM比率の関係
4　経済価値ベースでの評価に取り組む生

人口減少社会に於ける公的年金と私的年金の役割

小平　裕（成城大学経済学部教授）

プロフィール

成城大学経済学部教授。一橋大学経済学部卒業。同大学院を経て、1979年、Rochester大学大学院卒業。Ph.D. in Economics. 小樽商科大学を経て、1985年より成城大学に勤務。情報や競りの理論などの理論分析の他、社会会計行列の作成や応用一般均衡分析などにも取り組んでいる。

［要旨］

本研究では、老後の生活費の調達手段として、公的年金がどこまでを準備し、私的年金がどこまでを準備するかと言う役割分担を明らかにして、老後所得保障政策を考える必要性に注目した。研究の動機は次のように説明される。これまでの年金改革においては主に、

⑴　年金財政

⑵　年金制度

の２つが取り上げられてきた。⑴は、少子高齢化が進むなか、年金財政の持続可能性を如何に確保していくかと言う問題であり、具体的には、中長期的な時間軸のなかで収入と支出の釣り合いを考えることである。一方、⑵は、大きく変化している経済・社会状況に現行の制度体系を如何に適合させていくか、複雑になり過ぎた制度を如何に国民の目から見て分かり易いものへ改めていくかと言う制度設計の問題である。ここでは、税と社会保険料の役割の再構築が極めて重要な論点になる。

しかし、少子高齢化傾向が明らかになった昭和60（1985）年以降、公的年金が縮減される一方で、私的年金（個人契約の年金型商品、企業年金、財形年金

の総称。個人契約の年金型商品には、生命保険会社の個人年金保険やかんぽ生命（旧簡易保険）の年金保険、JA 共済の年金共済、損害保険会社の個人年金、全労済のねんきん共済等がある）の位置付けが重くなる傾向は続いている。このような背景の中で、年金改革に考慮すべき第３の課題として、

⑶　公的年金と私的年金の役割分担

の重要性も高まってきた。そこで、本研究では、老後の生活費を公的年金だけに頼ることが出来るかどうかを検証し、もし出来ないとすれば、どこまで私的年金を用意するか、その公的年金と私的年金の組み合わせを考え、両年金の位置付けと役割分担を考察した。

最初に、現行の公的年金制度の内容を調べ、将来見通しを検討した。現行制度は平成16（2004）年の大幅な制度改革により成立しているが、その平成16（2004）年改革では、財政の持続可能性を確保する観点から保険料水準を固定した上で、所得代替率＝$\dfrac{\text{厚生年金の標準的な年金額（65歳時点）}}{\textbf{現役世代（男子）の平均手取り収入額（ボーナス込み）}}$の下限を50％として、少子化、経済成長等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準を自動的に調整するマクロ経済スライド調整方式（平成35（2023）年度に終了予定）が取り入れられた。５年刻みのシミュレーション分析によれば、この改革は１割以上の給付費削減効果（平成37（2025）年度時点）を持ち、受給者数の増加による給付増大圧力を緩和していると評価される。しかし、マクロ経済スライド調整の終了後には、収支差の赤字幅は再び拡大する。追加的な給付費抑制策としては、給付乗率を調整するよりもマクロ経済スライドの終了年度を平成47（2035）年度まで延長するのが最も有効であることも示された。

また、「平成21（2009）年財政検証」では、⑴人口前提を『日本の将来推計人口（平成18（2006）年12月推計）』に変更し、⑵経済前提を足元の情勢に合わせて見直した上で、基本ケース（出生中位―死亡中位、経済中位）では、それらを反映させてもなお、マクロ経済スライド調整が平成50（2038）年度まで継続し、それ以降の所得代替率は50.1％で固定されると言う結果が示された。しかし、人口前提、経済前提をより現実的なものに置き換えると、この結論は成立しなくなり、「100年安心」と言う政府の謳い文句は虚しく聞こえる。また、

希望的な経済前提が仮令実現するとしても、辛うじて50％と言う所得代替率では、公的年金が「老後生活の経済的主柱」である時代は終わったと言えよう。

今後は公的年金のみに頼ることは不十分であることが示されたので、企業年金、個人年金や預貯金等、勤労期間中に蓄積した金融資産の取り崩しで対応する部分をどの位の割合にすべきか、私的な準備に求める水準を社会として探るという年金改革の第３の課題に取り組む必要がある。最初に、高齢者の現状を知るために、⑴引退した高齢者世帯は現役世代と比べて十分な生活水準にあるのか、⑵老後生活資金のうち公的年金で賄われている割合はどの位なのか、⑶私的年金や他の金融資産の取り崩しによって賄われている割合はどの程度なのか等を調べて国際比較を行った。

公的年金を補完する私的な老後所得保障として、個人年金と並んで企業年金も存在するが、企業年金は経済環境悪化の影響で企業の経営が厳しい上に、運用利回りも低迷しており、確定給付型、確定拠出型ともに非常に厳しい状況にある。また、昭和15（1940）年前後生まれの世代（2000年代に60歳前後の世代）は、老後を意識し始めた40-50歳代に個人年金保険料控除の拡充や高い予定利率の商品を購入する機会に恵まれ、更に退職金を得た60歳代に銀行窓口での販売と言う新たな個人年金の加入機会があった。これに対して、昭和45（1970）年前後生まれの世代は、年上の世代と比べて公的年金の将来に対する不安が高まっているにも関わらず、高い予定利率の商品を購入する機会に恵まれず、また近年の景気低迷で以前の世代ほど収入が伸びていない。その結果として、個人年金加入率が低いままでいる可能性がある。若い世代が公的年金、企業年金、個人年金の三重苦に陥らないよう、公私の年金を包括的に捉えた総合的な老後所得保障政策が求められる。

最後に、米国で普及している民間長期介護保険を紹介した。老後の不安は、経済的な不安と健康不安が中心である。経済的な不安には、公的年金と私的年金により何とか対処出来るとしても、健康不安、とりわけ要介護になった場合の精神的、経済的不安は大きい。高齢化社会における介護ニーズに対する自助努力の促進と言う観点からも、このようなリスクに対する新しい保険商品をどのように開発し、普及させ定着させていくのか、そのためにはどのような政策が求められるか、更に検討する必要がある。

［報告書本文］目次

１．はじめに
２．年金数理の基礎
2.1　大数の法則
2.2　収支相等の原則
2.3　積立金の非負条件
３．平成16（2004）年制度改革の内容
3.1　年金制度の略史
3.2　平成16（2004）年制度改革
3.2.1　保険料水準固定方式
3.2.2　マクロ経済スライド調整
3.2.3　給付水準の下限
3.2.4　有限均衡方式
3.3　財政検証と財政再計算の違い
４．平成16（2004）年制度改革の評価
4.1　負担サイド
4.2　給付サイド
4.3　積立金
4.4　平成16（2004）年改革のシミュレーション分析
4.4.1　マクロ経済スライド調整の効果
4.4.2　給付乗率の調整とスライド調整期間の延長
4.4.3　保険料率（額）の引き上げ
4.4.4　収支差への影響
4.4.5　拡大する世代間格差
５．平成21（2009）年財政検証の評価
5.1　概要
5.2　経済前提の妥当性
5.3　運用利回り低下の影響
5.4　物価上昇率・賃金上昇率低迷の影響

5.5　高齢化の一層の進展
5.6　平成21（2009）年財政検証の評価のまとめ
６．老後生活資金としての私的年金
6.1　私的年金の位置付け
6.2　老後生活資金の国際比較
6.2.1　公的年金の国際比較
6.2.2　私的年金の国際比較
７．個人年金の今後
7.1　個人年金の変遷
7.2　個人年金加入率の推移
7.3　米国の事例
８．まとめ
参照文献
統計資料

大震災時における生命保険の機能と社会的役割

星野　豊（筑波大学人文社会科学研究科准教授）

プロフィール

1998年３月東京大学大学院法学政治学研究科博士課程満期退学。日本学術振興会特別研究員を経て、1999年９月筑波大学専任講師、2002年４月同助教授、2007年４月同准教授となり、現在に至る。主な著書として、「信託法」（2011年、信山社、単著）、「学校のための法律救急箱」（2010年、学事出版、共著）がある。

［要旨］

１　本稿は、生命保険契約における地震免責約款の機能と意義とについて、主に損害保険契約における地震免責約款の有効性ないし合理性との比較検討通じて、考えてみようとするものである。

２　生命保険各社は、東日本大震災に関して死亡した被保険者に係る死亡保険金について、各契約における地震免責条項を援用しないことを表明した。なお、これらの生命保険各社は、阪神淡路大震災の際にも同様に死亡保険金の支払を行っており、生命保険業界における、一種の慣行となりつつある感がある。

もとより、大震災時においては、健康な若年者ないし壮年者が多数死亡することにより、遺族の生活の困窮の恐れが通常よりも高い確率で生ずることが十分予測されるから、このような生命保険業界における大震災時の取扱が、被災者及びその遺族に対する経済的支援という観点から、社会的に好感を以て受け入れられることは、想像に難くないところである。しかしながら、このような生命保険業界における取扱を法的に評価してみようとすると、単に被災者及びその遺族に対する支援として望ましいというだけでは、かかる取扱の妥当性は必ずしも担保されない可能性がある。

すなわち、大震災による被害がどれほど広範囲に及んだとしても、かかる被害の範囲が全ての生命保険契約を網羅することは通常ありえないことであり、実務上必ず被災していない保険契約者が存在することとなる。そうすると、生命保険契約の中に明記されている地震免責条項が、「被災者及びその遺族に対する支援」という理由により、保険者によって主張されないということは、とりも直さず、かかる負担の一部が、被災者でない保険契約者から支払われた保険料によって賄われていることを意味しており、このような結果が、生命保険契約における保険契約者間の公平に反しないかが、問題となりうるわけである。

一方で、損害保険各社は、東日本大震災時も含めて、地震保険を除く損害保険については、原則として地震免責条項に基づく免責を主張しており、この取扱に対しては、一部の保険契約者から訴訟が提起されているに到っている。そして、かかる訴訟の中では、生命保険業界における上記のような大震災時の取扱いが、保険金請求者の側から必ず比較対象として援用され、損害保険各社は、それに対する反論を種々展開している状況にある。

３　そこで、本稿では、東日本大震災、阪神・淡路大震災、北海道南西沖地震、宮城県沖地震に関する裁判例における、地震免責約款の有効性や合理性、さらには、地震に対する建物等の強度の期待としての「震度５―６基準」等に関する議論を分析検討し、生命保険と損害保険との差異に注目しながら、生命保険における地震免責約款の意義を再度考察した結果、次のような私見が導かれた。

まず、前述のとおり、生命保険に基づく保険金は、死亡者の遺族が被保険者の突然の死亡によって経済的に困窮することのないよう、事前に危険を分散させるために行われるものであるから、大震災により健康者、若年者ないし壮年者が多数死亡する危険が生ずる大震災時においては、通常の場合以上に、生命保険に基づく死亡保険金の支払が、被災者ないしはその遺族にとって、必要とされる事態が生ずることとなる。

次に、地震免責約款について、損害保険に関する裁判例を分析検討した結果得られた一応の有効性ないし合理性に関する議論は、生命保険契約については事情の異なる前提ないし理由が含まれているものであり、生命保険契約における地震免責約款に関する有効性ないし合理性に関する理由は、損害保険契約のそれとは別の次元において探究しなければならない。

そうすると、生命保険契約における地震免責約款の有効性ないし合理性の理由としてどのような理由を挙げるべきかが問題となるが、生命保険制度の目的に照らして考えるならば、要するに、死亡の時期を故意に早めることによって保険料と保険金との間の不均衡を生じさせるような事態を防止することが、保険金の支払を免責する実質的理由として、最も妥当性があるように思われる。

従って、火山の噴火や戦争等と異なり、地震それ自体について、敢えて一律に保険金支払の免責の対象とする必然性は、少なくとも理論上はないように思われる。但し、現実の状況においては、地震の発生等によって精神を疲弊させ、それが原因となって自殺を図るような場合や、地震の発生後、危険の増した場所に近づき、後続する災害によって死亡する場合等、保険金の支払原因としての妥当性が問われる事態も少なからず予測されるため、一般論として地震による死亡に対しては保険者の判断による保険金支払の免責の可能性があることを告知し、保険事故の発生自体を抑制するよう働きかけることにも、一定の合理性があると考えることは可能である。なお、このように考えた場合、具体的な震災が発生した場合において保険金が支払われるか否かは、生命保険契約上、保険者側に与えられた裁量的判断として位置づけられることとなるが、かかる裁量の行使に際しては、生命保険契約の目的を損なうような特段の事情、すなわち、被保険者が故意に自己の生命を危険に晒した等の事情が認められない限り、保険金の支払が行われるべきであり、保険者側の裁量には、一定の制約があるというべきである。

4　以上の考察からすると、阪神・淡路大震災時に続き、東日本大震災時においても、生命保険業界が震災により死亡した被保険者に対して、地震免責約款を援用せずに死亡保険金を支払う旨の判断を行ったことは、生命保険契約上の裁量を合理的に行使した結果として適法、適切なものであり、かつ、地震免貴約款の理論的意義にも沿うものであると考えられる。

［報告書本文］目次

1．序……本稿の課題
2．地震免責約款に関する裁判例
(1)　地震免責約款の適用範囲

⑵ 「震度５―６基準」の機能と問題点

⑶ 地震保険制度と地震免責約款

３．大地震時における生命保険の機能と役割

⑴ 生命保険と損害保険との比較検討

⑵ 生命保険契約における地震免責約款の意義

企業年金財政と母体企業の経営・市場評価

柳瀬典由（東京経済大学経営学部准教授）

プロフィール

2003年３月一橋大学大学院商学研究科博士後期課程修了。博士（商学・一橋大学）。同年４月東京経済大学経営学部専任講師。2007年４月同准教授。2009年～ 2011年米サウスカロライナ大学客員教授。著書等「企業年金財政と株式リターン」『現代ファイナンス』No.30他論文多数。

［要旨］

退職後所得保障に関する公私の役割分担の文脈において、社会保障の補完的役割としての企業保障に対する期待はますます高まっている。企業保障の中核機能の一つである退職給付制度の設計と運用は、原則、事業主である母体企業の経営方針として決定されるため、社会的に効率的な資源配分の観点から、企業保障体系をいかに構築すべきかという問題は重要課題の一つである。そして、この議論の前提として、個々の企業単位での退職給付制度の設計と運用に関するインセンティブ・メカニズムを明らかにしておく必要性はきわめて高いといえる。

本調査研究報告書（以下、報告書）では、わが国の退職給付制度、特に企業年金制度を分析対象とし、市場メカニズムを活用した効率的な企業保障体系の構築可能性について、その予備的考察を行うことを目的とする。具体的には、以下の論点を実証的に分析した近年の研究を分類・整理する作業を行う。

第一の論点は、母体企業が複数の代替案の中からどのようなインセンティブによって退職給付制度の選択を行い、また、そうした制度選択の結果に対して、資本市場がどのような評価を行っているのかという問題である。このような退職給付制度の選択に関しては、例えば、Petersen［1994］等が、米国企業を対象に、財務状態や業績が好ましくない企業ほど確定給付型から確定拠出型の企

業年金制度への移行が進んでいる点を指摘し、こうした現象が株主から従業員への実質的なリスク移転であると論じている。この点に関しては、吉田［2009］等がわが国企業を対象に実証的な検討を行っているが、確定拠出型の制度を採用する企業の財務状態や業績が好ましくないという結果は報告されていない。

また、わが国に特徴的な制度である退職一時金と、確定給付型の企業年金制度の制度選択の問題に関しては、Yoshida/Horiba［2003］が税便益の観点から実証的に検討しているが、柳瀬［2011］は退職一時金に関する税制上の優遇措置が撤廃された2003年以降も、実は、退職一時金のみを制度として採用する企業の割合が相対的に増加傾向にあることを示しており、必ずしも税便益の差異が両制度の選択の主なインセンティブではない可能性を示唆している。

このような柳瀬［2011］の問題提起に対して、Goto/Yanase/Ueno［2012］は、東証１部及び２部に上場する３月決算企業（金融・保険を除く）を対象として、2001年３月期から2010年３月期までの検証期開で、以下の点を実証的に明らかにしている。第一に、小規模であり財務レバレッジが高い企業ほど退職一時金のみという制度選択を行う傾向にあること、そして、第二に、退職一時金のみという制度選択を行っている企業ほど将来の利益およびキャッシュフローの収益性は低い傾向にあるということを発見している。これらの発見に加え、彼らは、退職一時金のみを選択する企業の決算発表直後の株価純資産倍率（Price to Book Ratio, PBR）が、相対的に高く評価される傾向にあることも示している。以上の実証的証拠を考察する限り、退職一時金の選択動機としては、特に2000年代に入って以降の日本企業においては、税インセンティブよりも従業員へのリスクシフトのインセンティブが強く働いており、さらに、資本市場はこうしたリスクシフトによる既存株主の価値の嵩上げ効果を織込んでいる可能性すら示唆されるものである。

第二の論点は、選択された制度の運用、例えば、確定給付型の企業年金制度における積立政策に関して、母体企業がいかなるインセンティブを有しており、また、そうした年金政策の結果に対して、資本市場がどのような評価を行っているのかという問題である。これら予備的考察に基づき、報告書提出後も引き続き本研究テーマに関する研究を行い、企業年金制度に関する規制環境や労働慣行が異なる諸外国、例えば欧米との比較研究につなげたいと考えている。

特に、制度の選択・運用に対する資本市場の評価に関する論点は、効率的な企業保障体系を構築するために十分なインセンティブ及び情報のフィードバック・メカニズムを、資本市場が提供しているかどうかを確認するという意味において、とても重要である。この論点に関しては、これまで、確定給付型の企業年金制度における積立不足や年金債務が母体企業の企業価値評価や将来の株式リターンにどのようなメカニズムを通じて影響を与えるかという点の解明に力点が置かれてきた。というのも、効率的な市場のもとでは、企業年金の財政状態は即座に市場評価に反映されるからである。実際、先行研究のなかには、母体企業の市場評価に際して、資本市場が年金債務の情報を即座に正しく反映していることを論じたものも多数ある（Feldstein/Seligman［1981］ほか）。その一方で、最近では、資本市場が年金債務を即座に正しく評価していない可能性を論じるものも多数あり、この論点が引き続き実証的に掘り下げる価値のあるテーマであることを物語っている（Franzoni/Marin［2006］、柳瀬 / 後藤［2011］、Goto/Yanase［2011］、柳瀬 / 後藤 / 上野［2012］ほか）。

最近のわが国企業の分析として、柳瀬 / 後藤［2011］は、「積立率」が、将来の株式リターンを予測するかどうかを、2001年３月期から2008年３月期（株式リターンの計測期間は、2001年７月から2009年６月）までの８年間にわたる東証一部上場企業（金融・保険除く）のデータを用いて検証するとともに、その予測経路が、将来の掛金負担増や追加拠出の「可能性」を通じたファンダメンタルズへの影響に関連しているかどうか探っている。その結果、直近の実現リターン、株式時価総額、簿価時価比率、「退職給付債務の割引率」、会計的発生高、ROA 及び業種ダミーをコントロールした上で、「積立率」は低い株式リターンを予測することを発見している。

最後に、本研究プロジェクト開始当初は、本調査研究プロジェクト期間内に諸外国との比較検証を完了することを想定していたが、報告書提出時点（2012年６月末日）においては、残念ながら、分析作業が未完了の状態である。そこで、報告書提出後も、引き続き本研究テーマについて分析作業を継続する予定である。

［報告書本文］目次

１．はじめに
２．退職給付における制度選択
　2.1　制度選択のインセンティブ
　2.2　退職一時金 vs. 企業年金
３．企業年金政策と母体企業の市場評価
　3.1　保険効果 vs. 税効果
　3.2 「レガシーコスト」をめぐる問題
　3.3　財務報告に基づく実証分析―退職給付会計基準の導入
　3.4　企業年金財政と母体企業の株式リターン
４．未認識債務の市場評価と年金減額の可能性
５．まとめと今後の課題
Note（文末脚注）
参考文献

保険商品の販売チャネルの多様化

―預金受け入れ金融機関による保険販売を中心にして―

家森信善（名古屋大学経済学研究科教授）

プロフィール

家森信善（やもりのぶよし）名古屋大学教授。1963年滋賀県生まれ。神戸大学大学院経済学研究科博士前期課程修了。姫路獨協大学助教授などを経て、2004年より現職。2008年より名古屋大学総長補佐兼務。2011年より金融審議会委員。著書『生命保険金融の経済分析』（千倉書房）ほか論文多数。

［要旨］

Ⅰ．はじめに

本稿では、保険の銀行窓販について、中小企業向けアンケート調査に基づく現状分析を行う。この研究の意義は３つに整理できる。第１に、銀行窓販に関する弊害に関して、中小企業の保険購入への銀行からの圧力が大きな関心事となった。しかしながら、筆者たちが知る限り、これまでに行われている調査では、関係する業界の実施したものを別にすれば、中小企業に対する銀行の保険販売の実態を明らかにしているものはないと思われる。その点で、本論文は先行研究にない独自の貢献がある。第２に、すでに「全面」解禁されたとはいえ、弊害措置もまだ残っているし、逆に弊害が顕著になれば再び規制を強化する必要が出てくるであろう。したがって、完全解禁後の「弊害」の状況を知ることは、政策的な重要性を持っている。第３に、学界では、企業の保険需要について様々な検討が行われているが、本稿は、企業の保険需要に関する基礎研究にも一定の貢献をしていると考えている。とくに、保険需要を企業の金融活動の一環と捉えて、企業・銀行関係の強弱と、保険購入行動を調査している点は、大きな特徴である。

本稿の構成は次の通りである。まず、第Ⅱ節で、今回実施したアンケート調査の概要を紹介する。第Ⅲ節では、アンケート調査の概要を報告する。第Ⅳ節は、本稿のまとめである。

Ⅱ．アンケート調査の概要

本調査では、帝国データバンクのサービスを利用して、本社所在地が、東海地区（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）にある製造業の中小企業（中小企業基本法に基づく）325社を対象に実施した。2012年３月１日にアンケート回答への依頼状を送付したところ、３月12日までに回答のあった企業は185社（回答率56.9％）であった。

質問票では、「回答企業の当期利益の状況」、「回答企業の銀行との関係」、［回答企業の保険利用の状況」、「回答企業の保険購入」、「銀行と保険業との連携」、「保険購入のチャネルについて」、の６つの観点から、全部で25問の質問を行っている。ここでは、紙幅の関係で一部の回答結果を紹介する。詳しい調査結果は、『経済科学』に発表する予定である。

Ⅲ．アンケート調査結果について

(1) 銀行等での保険販売の認知度

表１は、回答企業が、銀行等が保険を窓口販売したり、関連代理店を通じて販売していることを知っているかどうかを示している。「説明や勧誘・紹介、提案を受けたことがある」と「銀行が取り扱っていることは知っている」と回答した企業の割合は91.4％であり、銀行窓口での保険販売の認知度も、（別に本調査で聞いている）銀行の投資信託販売のレベルまで高まってきていることが確認できる。

表１

銀行等での保険販売の認知度

	回答件数	説明や勧誘・紹介、提案を受けたことがある	銀行が取り扱っていることは知っている	銀行が取り扱っていることは知らない
全体	185	64	105	16
	100	34.6	56.8	8.6

注）上段は回答件数の実数、下段は比率

(2) 生命保険の購入チャネル

表２は、回答企業が、会社として最近５年以内（2007年～）に購入した生命保険の購入チャネルを示したものである。銀行窓販に相当する部分は、のべで６社にとどまっており、まだ、企業の生命保険購入において銀行窓販が主たるチャネルになっているわけではないことが確認できる。

表２

生命保険の購入チャネル（複数回答可）

	回答件数	会社としての購入はない	保険会社の営業職員（店頭を含む）	保険会社の通信販売	メインバンク	メインバンク以外の銀行等	郵便局	保険代理店	その他	わからない
合計	185	40	89	2	4	2	8	63	6	9
		21.6	48.1	1.1	2.2	1.1	4.3	34.1	3.2	4.9

注）上段は回答件数の実数、下段は比率

(3) 銀行窓販での保険購入理由

銀行等で保険（損保も含む）を購入したことがある企業に、銀行等からの保険の購入要請に応じた理由について尋ねたところ、「わからない」と回答した企業の割合（43.5％）が最も高く、比較的多くの企業の購入理由については不明確な部分が多い。一方で、「貴社のニーズに沿った商品提案であったため」と回答した企業の割合（23.9％）も比較的高い。「圧力販売」との関係では、「銀行との今後の取引のため止むを得ず応じた」や「銀行から強く勧められて断れなかった」といった回答も少数ながら（13％と４％）あったことも事実である。

(4) 銀行からのセールスを断った際の心配

表３は、（銀行等で保険を購入したことがある）回答企業が、銀行から保険の勧誘を受けた際に、断った場合、融資において不利な取り扱いを受ける心配を感じたかどうかを示している。「あまり感じなかった」と「全く感じなかった」と回答した企業の割合は63.6％であり、約６割の回答企業は、融資における不利な取り扱いを受ける心配をあまり感じていないことがわかる。もちろん、銀行からの報復を「心配」する企業がゼロではないことも事実であるが、総じて見ると、中小企業もそれほど圧力を感じていないと理解できる。ただし、われわれのサンプル企業の経営状態が平均的には良好であり、銀行に依存はしていても従属しているわけではない点には注意が必要であろう。

表３
断った際の心配

	回答件数	非常に感じた	少し感じた	あまり感じなかった	全く感じなかった	わからない
全体	44	2	2	10	18	12
	100	4.5	4.5	22.7	40.9	27.3

注）上段は回答件数の実数、下段は比率

（5） 銀行窓販の将来予測

回答企業が、今後、銀行等での保険販売、紹介斡旋はどのようになると考えているのかを尋ねてみたところ、「わからない」と回答した企業の割合（45.9％）が最も高く、次いで、「生保・損保とも伸びる」（21.1％）、「生保・損保とも横ばいないし低下する」（13.5％）、「生保は伸びるが、損保は横ばいないし低下」（9.7％）、「生保は横ばいないし低下するが、損保は伸びる」（9.7％）の順である。

したがって、約半数の回答企業は、今後の銀行等での保険販売、紹介斡旋について明確な見通しを持っていない。これは、企業側に強い需要があるわけではないことを意味しているのであろう。

Ⅳ　まとめ

本稿では、2012年３月に実施した企業向けアンケート調査「中小企業の保険購入に関する調査」の調査結果を紹介した。アンケート調査を実施したことによって、政策的に関心の高い銀行販売の実態を明らかにすることができた。弊害措置の是非がこれまでは議論の焦点になっていたが、本来は、銀行窓販は銀行の利益ためではなく、顧客のためにならなければならない。銀行と企業の関係が保険販売に当然に影響するし、保険販売により銀行関係が強化されることもありうる。われわれのアンケートでも、銀行の窓販が企業の財務全般と関連している可能性が示唆されている。銀行窓販の顧客へのマイナス効果を小さくするという視点だけではなく、プラス効果をいかに大きく実現していくかという視点で、規制を見直していくことがこれからの課題である。

今後、われわれは、クロス集計などを行いながら、アンケート調査を精査して、銀行窓販と圧力販売の問題など政策的に関心が高い問題や、中小企業金融における保険の役割などの詳しい分析を行っていく予定である。

［報告書本文］目次

Ⅰ．はじめに
Ⅱ．アンケート調査の概要
Ⅲ．アンケート調査結果について
　１．回答企業の規模と立地について
　２．回答企業の当期利益の状況
　３．回答企業の銀行との関係
　　⑴　メインバンクの業態
　　⑵　メインバンクへの信頼度
　　⑶　メインバンクへの依存度
　　⑷　メインバンク担当者の訪問頻度
　４．回答企業の保険利用の状況
　　⑴　保険でカバーする割合
　　⑵　保険金の受取の経験
　　⑶　東日本大震災の影響
　５．回答企業の保険購入
　　⑴　保険を選択の際に重視する要素
　　⑵　保険購入の際の他の会社・商品との比較
　　⑶　保険に関する知識の入手ルート
　６．銀行と保険業との連携
　　⑴　銀行等と保険会社の連携の認知度
　　⑵　銀行等での投資信託の販売の認知度
　　⑶　銀行等での保険販売の認知度
　　⑷　銀行での保険窓販の弊害予防措置の認知度
　　⑸　弊害措置の緩和への意見
　７．保険購入のチャネルについて
　　⑴　生命保険の購入チャネル
　　⑵　損害保険の購入チャネル
　　⑶　銀行窓販を利用したきっかけ
　　⑷　銀行窓販での保険購入理由

⑸　銀行からのセールスを断った際の心配
⑹　銀行窓販で保険を購入したことのない理由
⑺　今後の銀行窓販の利用見込み
⑻　銀行からのアプローチへの感覚
⑼　銀行窓販の将来予測
Ⅳ．まとめ
参考文献

サンフランシスコ市／郡の地域市場とメディケア

櫻井　潤（北海道医療大学看護福祉学部専任講師）

プロフィール

2003年東京大学大学院経済学研究科現代経済専攻修士課程修了。2004年同博士課程（単位取得）を経て、2004年北海道医療大学看護福祉学部専任講師。主な著書：『アメリカの医療保障と地域』日本経済評論社、2012年：『グローバル化と福祉国家と地域』学文社、2010年（共編著）。

［要旨］

本研究の目的は、アメリカの65歳以上の高齢者と一部の障害者を対象とする公的医療保険制度のメディケア（Medicare）におけるコミュニティ組織（community organizations）の役割を、コミュニティ組織による支援活動が特に活発に行われているカリフォルニア州サンフランシスコ市／郡（以下「サンフランシスコ」）の実態に即して検討することで、地域市場（local markets）を基盤とするメディケアのプライバタイゼーションが、コミュニティ組織の積極的な活用を伴いながら実施されたことを明らかにすることである。

アメリカの医療保障システムの特質は、各地域の医療サービス市場と医療保険市場に強く規定されていることであり、メディケアという公的制度もそれぞれの地域市場を最大限に尊重して設計され、今日まで各地域で実施されてきた。2003年メディケア処方薬改善現代化法（MMA）によるメディケア改革の主眼はメディケアのプライバタイゼーション（privatization）であり、加入者は連邦政府が保険者の役割を担う公的プランに代えて、民間の保険会社などが連邦政府からの委託を受け、それぞれの地域市場で販売しているメディケアの民間プランへの加入を促されることになった。地域市場を基盤とするメディケア改革の結果、加入者による民間プランの加入率は飛躍的に高まったが、そのよう

なメディケアのプライバタイゼーションは、各地域のコミュニティ組織の積極的な活用を伴うものであった。コミュニティ組織は様々な地域課題に取り組む団体または組織の総称であり、メディケアに関しても、それぞれの加入者が利用できる医療機関の紹介や医療サービスの利用にかかわるトラブルへの対応などの支援を行っている。本研究は、メディケアに関してコミュニティ組織が行っている支援活動の実態をサンフランシスコの事例に即して具体的に検討することで、コミュニティ組織の活用が公的医療保険制度のプライバタイゼーションの重要な条件であったことを明らかにするものである。

第１節は、サンフランシスコにおけるメディケアの地域市場の特徴を、地域社会の多様性に焦点を当てて明らかにしている。

サンフランシスコという地域社会の特徴は、11の行政区ごとに人種構成が異なることであり、そのような人種の多様性はメディケアの地域市場の性質やメディケア加入者による民間プランへの加入状況にも反映されている。第１に、サンフランシスコの住民の約３分の１は中国系の移民やその子孫であり、それらの人々は第３地区（チャイナタウン周辺）に特に多く住んでおり、最近では第１地区や第４地区や第11地区で中国系の住民が急速に増加している。第２に、サンフランシスコのメディケア加入者による民間プランへの加入率は全米平均やカリフォルニア州全域の平均よりも高く、2011年には42種類ものメディケアの民間プランが販売されている。特に市場シェアが大きいのは、西部の諸州の地域市場で圧倒的な規模の市場シェアを持つ最古参のマネジドケア組織であるカイザー・パーマネンテ社（Kaiser Permanente）と、サンフランシスコの中国系の住民によって運営されているマネジドケア組織のCCHP社（Chinese Community Health Plan）である。CCHP社が大規模な市場シェアの獲得に成功している要因として重要なのは、低所得層や貧困層の加入者が処方薬給付を伴う民間プランに加入する際に低所得者保険料補助制度（LIS）を利用できることをふまえて、LISを通して連邦政府から補助を受けている数多くの加入者を積極的に自らのプランに加入させていることである。

第２節は、メディケアにおけるアウトリーチ（outreach）の重要性に加えて、2003年MMAによる改革によってアウトリーチの推進策が強化されたことを明らかにしている。

アウトリーチとは手を伸ばすこと（reach out）であり、医療の分野では、医療保険や医療扶助などの医療保障制度の周知に加え、それらの制度に加入するための申請手続き、保険プランの選択、医療機関の紹介などを通して、地域住民による医療保障の獲得や医療サービスの利用を支援する取り組みを指す用語として用いられている。

第１に、一部のメディケア加入者は言語的な制約を抱えているがゆえに、メディケアという制度や選択可能な民間プランやLISに関する正確な情報の提供、制度や民間プランへの加入に際して満たさなくてはならない資格要件の把握や必要な書類の準備、申請書に必要事項を英語で記入することなどに関して困難を抱えている。これらの問題への対応として、連邦政府や州政府に加えて、各地域のコミュニティ組織はメディケア加入者に対してアウトリーチ活動を行っており、アウトリーチは加入者に民間プランへの加入を促すための重要な条件である。第２に、2003年MMAによるメディケア改革はプライバタイゼーションの推進と同時に、各地域でアウトリーチ活動を行うコミュニティ組織に対して財政支援を行う公的制度である州医療保険アウトリーチ支援制度（SHIP）の予算額の大幅な増額を行った。連邦政府は、それぞれの州政府を経由して各地域のコミュニティ組織に交付される連邦補助金を増額することで、地域レベルのアウトリーチ活動を促したのである。

第３節は、メディケアのブライバタイゼーションが進む過程でコミュニティ組織が果たしている役割について、サンフランシスコの地域社会に即した効果的な取り組みである医療保険相談支援制度（HICAP）を通したアウトリーチ活動を事例として検討している。

HICAPは、カリフォルニア州政府によって実施されているSHIPの名称である。HICAPの実施主体は、サンプランシスコのチャイナタウンに本部を構え、主に中国系の高齢者に様々な支援活動を行うNPOのセルフ・ヘルプ・フォー・ディ・エルダリー（SHE）である。そもそもSHIPの起源は、SHEがサンフランシスコの高齢者を対象に1970年代頃から行ってきたアウトリーチ活動であり、SHEによる活動をモデルとして1984年にHICAPがカリフォルニア州の独自の制度として創設された。そのHICAPはSHIPという連邦制度のモデルケースになり、その有効性が認められたことがSHIPの創設に結びつい

た。

HICAP を通したアウトリーチ活動は人種の多様性というサンフランシスコの地域社会の特徴をふまえて効果的かつ効率的に行われており、それは．結果として、CCHP 社によって販売されている民間プランの加入者数の大幅な増加に結びついた。すなわち、HICAP は特定の保険プランを推奨'する活動を行っていないが、SHE がサンフランシスコの HICAP を通したアウトリーチ活動を担っているがゆえに、中国系の高齢者へのアウトリーチが特に盛んに行われた。しかも、SHE による活動が、CCHP 社と同様にサンフランシスコ・チャイニーズ・ホスピタル協会によって運営されているチャイナタウンのチャイニーズ・ホスピタルなどの中国系の住民にとっての生活圏で行われたことは極めて自然であり、コミュニティ組織が持つノウハウや関係性を活かしたアウトリーチが行われることで、CCHP 社のプランをはじめとする民間プランへの加入が強力に促されたのである。

メディケアにおけるコミュニティ組織の活用は、地域市場を基盤とするメディケアのプライバタイゼーションを実現するための重要な条件であった。サンフランシスコの HICAP の実績が示しているように、政府部門がコミュニティ組織によるアウトリーチ活動に対して財政支援を行ったことを背景として、メディケア加入者による民間プランへの加入が強力に促され、地域市場における取引が活発化した。地域市場とコミュニティ組織と政府部門の相互関係という分析視角をもとに、地域市場に強く規定されたメディケアの本質を、地域の実情に即してもっと具体的に明らかにすることを今後の課題としたい。

［報告書本文］目次

１．サンフランシスコのメディケア加入者と地域市場
⑴　11の行政区と人種の多様性
⑵　人種の多様性とメディケアの民間プラン
⑶　人種構成を反映した地域市場の占有状況
２．メディケア改革とアウトリーチの推進策
⑴　メディケアにおけるアウトリーチの重要性
⑵　連邦政府が直接に行うアウトリーチ活動とその問題点

⑶　州医療保険アウトリーチ支援制度
3．サンフランシスコのコミュニティ組織とメディケア市場
⑴　HICAP と高齢者の自立
⑵　HICAP における公民協働と財政支援
⑶　HICAP を通したアウトリーチ活動の有効性
⑷　HICAP を通したアウトリーチ活動の課題
4．むすびにかえて

確定拠出年金における個人別管理資産下落時の加入者救済と運用方法としての生命保険

内栫博信（琉球大学大学院法務研究科准教授）

プロフィール

2006年３月熊本大学大学院社会文化科学研究科後期３年博士課程修了。

志學館大学法学部准教授を経て、2010年10月より琉球大学大学院法務研究科准教授。

主要著作として、「企業年金受託者の義務を加入者の受給権⑴ ―（４・完）」志學館法学第８号―第11号。

［要旨］

二〇〇四年の公的年金改革によるマクロスライド導入によって公的年金給付水準の低下が確実視される中、企業年金がその補完物として期待されている。しかし、確定給付型の企業年金において、金融市場低迷による運用状況の悪化や退職給付会計基準の国際化により、年金原資の積立不足が企業にとり財務リスクとして負担となりつつある。また、厚生年金基金においては総合型を中心として財務状況の悪化が問題とり、結果的にＡＩＪ投資顧問会社に投資したという事例が現れている。そのような中、二〇〇一年確定拠出年金法成立以来、加入者が自己責任で運用商品を選択・運用しその多寡によって年金給付額が決定する確定処出年金の導入が漸次的であるものの進んでいる。米国の401(k)プランを参考に我が国導入されたものであり、これまでの確定給付型の企業年金とは異なり企業は投資リスクを回避できるものの、加入者にとってはこれまでとは異なり投資リスクを負うことになり、また大半の加入者が投資については精通していないのが現状では、将来充分な給付額を確保できるかが問題となる。

米国においては、401(k)プランが従前の確定給付型にかわり主力の企業年金プランとなりつつある。しかし、従業員が自社株を大量に投資し、倒産に

よって雇用も年金も失うという事例が問題化していたのも事実である。米国の企業年金制度については、連邦法である従業員退職所得保障法（Employee Retirement Income Security Act of 1974、以下 ERISA いう。）によって規律されており、忠実義務、注意義務および分散投資義務等の厳格な信認義務（fiduciary duty）が定められている。しかしながら、ERISA404条(c)項によって一部適用が除外され、また確定給付型企業年金とは異なり、また年金給付保証公社によるプラン終了保険の適用除外となるため、受給権保護に課題がある。また、受認者の信認義務違反によって401(k)プランにおける個人勘定の価値が下落した場合に、損害を被った従業員の救済が認められるかという点が争点となっていた。

すなわち、ERISA409条においては、受認者の信認義務違反こよる損害は「プラン」に対して賠償すると定め、それを受けた ERISA502条(a)項(2)号においては、409条に基づく「適切な救済」のためとし派生訴訟の形式をとっていること、また、ERISA502条(a)項(3)号おいては、派生訴訟の形式をとってはいないものの、条文上「適切な衡平法上の救済（appropriate equitable relief）」のために行うという文言のため、その解釈が問題となっていた。

すなわち、連邦最高裁における Mass. Mut. Life Ins. Co. v. Russell 判決によると、ERISA502条(a)項(2)号はプランのために資産を回復することのみを認める派生訴訟を定めた規定とされ、間接的にプラン資産の価値を高めることで加入者および受給権者を保護し、加入者個人の救済は認められないと解釈されていたからである。そのような解釈をとるとすれば、個人救済を求めるためにはERISA502条(a)項(3)号によることとなる。しかし、そこではプラン加入者および受給権者が、受認者のプラン規約に違反する行為からの救済を認めているものの「適切な衡平法上の救済」に限定している。そこで、「適切な衡平法上の救済」の解釈が問題となるが、Mertens v. Hewitt Assocs 判決では、差止命令（injunction）、職務執行令状（mandamus）、原状回復（restitution）を意味するため、コモンロー上の填補損害賠償（compensatory damages）は含まないと解釈されてきた。この Russell 判決と Mertens 判決の法理が後の ERISA502条(a)項(2)号および(3)号の解釈に影響を与え続ける結果となる。

このように加入者救済の限定的な解釈が'続いた後に、Varity Corp. v.

Howe 判決が下されることになる。Varity 判決において連邦最高裁は、被上訴人はプランのメンバーではないため、ERISA502条(a)項(1)号は適用されず、また ERISA の構造・目的等や Russell 判決を尊重し ERISA502条(a)項(2)号は409条と関連していることにより個人の救済を否定した。しかし、Varity 判決では結果的に個人を救済する法理を提示した。ERISA502条(a)項(3)号は包括（catchalls）条項と判示したのである。Varity 判決後、加入者による救済の可能性が広がる一方、その後、Great-West Life & Annuity Insurance Co. v. Knudson 判決が下され、連邦最高裁は ERISA502条(a)項(3)号による救済は衡平法上の救済に限定されるという連邦最高裁 Mertens 判決を再確認することになる。このような中、学説上は、401(k)プランにおいてはプランの損害というよりはむしろ加入者の個人勘定上の損害であるため、加入者の損害回復が困難になるのでないかと危惧されていた。

しかし、401(k)プラン加入者救済を認める LaRue v. DeWolef, Boberg & Associates, Inc. 判決が下された。すなわち、Russell 判決が当時は確定給付型プランが標準的なものであり、今日のように確定拠出型年金プランが支配的な状況とは異なること、また、ERISA404条(c)項は、それは個人勘定における加入者による支配の実行による損失の責任から受認者を免除させるため、受認者が個人勘定における損失につきいかなる責任をもおわないならば、救済規定は意味をなさないことになり、それゆえ、502条(a)項(2)号は、プランの損害と区別し個人の損害の救済を定めていないけれども、加入者の個人勘定におけるプラン資産の価値を損なった受認者の義務違反からの回復を認めたものであると判示し、401(k)プランにおける個人勘定の損害の救済を認めたのである。

我が国においては、会計基準の変更等により確建拠出年金の導入がさらに進むだろう。結果として、公的年金の補完物の役割を担う可能性が高い。このような状況下においては、生命保険商品は年金払い商品として、また元本確保商品として、加入者にとりメリットのあるものとなろう。

［報告書本文］目次

１．はじめに
２．ERISA と米国の企業年金プラン

3．LaRue 判決以前の救済法理―受認者の違反行為による救済―
4．LaRue v. DeWolef, Boberg & Associates, Inc. 判決
5．我が国への示唆と運用方法としての生命保険
6．おわりに

社債スプレッド変動要因と銀行の債券投資活動について

―流動性の視点から２つの金融危機を比較して―

白須洋子（青山学院大学経済学部教授）

プロフィール

横浜国立大学国際社会科学研究科博士後期課程修了。博士（経済学）。住宅金融公庫、金融庁研究官、青山学院大学准教授を経て、2008年同大経済学部教授。京都大学客員教授。『株式の長期投資』中央経済社。社債流通市場における社債スプレッド変動要因の実証分析、現代ファイナンス、No.24、2008など。

［要旨］

本稿では、1997年～2010年前半までの国内普通社債利回りの対国債利回りスプレッド（以下「社債スプレッド」という）を分析し、２つの大きな金融危機を経験したこの間の我が国の債券市場で、一体何が生じていたのかをメインプレーヤーである銀行行動に注目しながら、その変動要因を流動性（市場流動性及び資金流動性）の観点から明らかにすることを目的とした。なお、本稿は1997年から2002年までを分析した白須・米澤［2008］を大幅に発展させたものである。

通常、社債は、将来の市場金利の変動による価格変動リスク（市場リスク）、発行体のデフォルトを原因とする信用リスク、流動性が十分確保されていないことによる流動性リスク等、様々なリスクを抱えており、それらの総合価値として価格（利回り）が決まる。このうち、社債スプレッドを問題にする限り、市場リスクはキャンセルされ、また信用リスクに関しても格付けによってコントロールされているはずなので、格付けごとのスプレッドは安定していることが理論的に想定される。しかし、同一格付け内の社債スプレッドは大きく景気

変動とともに動き、しかもその変動の幅は各格付けレベルによって大きく異なる。特に、低格付け銘柄ほど景気の悪い局面で大きく跳ねている（Bongaerts et. al［2011］では“クレジットスプレッド・パズル”と言われている）。その原因は何であろうか。

かって、社債スプレッドの変動要因は、その社債の信用リスクの変動によるものと考えるのが主流であった。しかし、白須・米澤［2008］を踏まえ、再度、信用リスク変動等（信用リスク、経済環境の状況）はコントロール変数として位置付け、専らそれに付加される要因としての流動性要因が重要であるとし、それらの変動要因を中心に実証的分析を試みた。流動性要因をバーゼル規制などに定められている２つの流動性である市場流動性及び資金流動性に分け、また、90年代の日本の金融危機及び2000年代後半の世界的金融危機の時期を期間分割して分析し、２つの金融危機との類似点・相違点を実証的に検証する。いずれの金融危機も原因は“流動性”とされているが、いかなる流動性が原因となって社債価格の暴落が起こったのか、発行企業が直面した資金繰り危機（資金流動性）や社債市場の市場流動性、さらには、債券投資のメイシンプレーヤーである銀行について、企業からの資金需要（貸出）に答えるための資金繰り流動性（資金流動性）どのような影響を与えていたかを、実証的に検証した。

なお、実証分析にあたり日本の社債データの取扱いで留意する点がある。それは、日本の社債市場に対するデータ上の制約が非常に大きいことである。日本の社債に関する公開データは欧米と比較すると極度に少なく、実勢価格や取引高データすら存在しない厳しい環境にある。このような中での実証分析は大きなチャレンジとも言えるが、それにもかかわらず、日本の社債スプレッドについていくつかの有効な結論を導くことができた。

本稿での主たる結論をまとめると次のとおりである。社債スプレッドを説明する要因としては、信用リスクのみならず、マクロ経済、社債市場の資金流動性リスク、債券市場のメインプレーヤーである銀行及び社債発行企業の資金流動性リスクが並存することが判った。

社債の市場流動性については、実証分析では回転率を説明変数としたが、それが枯渇すると社債スプレッドは拡大した。低格付けほどその影響力は大きい。

債券市場のメインプレーヤーである銀行の資金流動性について、金融危機等

が想定される資金調達制約に直面している環境下では、銀行は近い将来への資金繰りに対して、投資行動として、危険資産である社債から流動性資産である国債への資金逃避する。このように仮定し、銀行の保有社債増減と保有国債高増減とを説明変数として分析した。分析結果、社債保有の増減と国債保有増減の２つの説明変数に対して、いくつかの格付けで符号条件が一致し有意な結果が得られた。前者の銀行の社債保有増減については、適格債で符号条件が一致し有意となった。係数を比較すると低格付けの方が感応の度合いが大きくなっている。後者の銀行の国債保有増減についてはより広い範囲の格付けで有意な結果が得られた。特に、投資適格債の下限であるBBB格でその影響は特に大きく現れた。

社債発行企業の資金流動性リスクを、メインバンクの資金制約の状況である不良債権比率として分析した、分析の結果、高格付け債・投資不適格債についてのみ符号条件が一致し有意となった。

さらに、２つの金融危機を比較すると、90年代の金融危機の時期に社債スプレッドは市場流動性及びメインプレーヤーである銀行の資金流動性の２つの流動性の影響を受けたが、2000年代の世界金融危機の時期には、邦銀は資金調達制約に直面していなかったため資金流動性リスクは存在せず、社債スプレッドは市場流動性のみの影響を受けたことが判った。なお、一時的ではあるが日本の社債発行市場が機能停止に陥った時期、銀行は緊急に社債に代わり代替的な貸出を行ったために銀行の資金流動性リスクも市場に認識され、社債価格に織り込まれた。

ここでより詳細に、2000年代の世界的な金融危機の時期における銀行の資金流動性リスクの結果を述べると、次の３つのことが言える。まず、銀行の短期市場からの資金繰りの不確実性が高まるとBBB格を中心に社債スプレソドは拡大したこと、第二に、世界的には金融危機の時期にもかかわらず、邦銀には潤沢な資金調達源としての預金の存在し、且つ、資金運用先としての企業の貸出が低調であったため、Holmström and Tirole［2001］のLAPM（Liquidity Asset Pricing Model）の「流動性への逃避」のモデルをベースとした銀行の資金流動性リスクは存在し得なかった。第三に、世界的金融危機の時期においても、例外的に日本の銀行システムは比較的有効に機能していた。そのため、

社債発行市場機能麻痺の時期においてさえ、邦銀は社債発行市場に代わって資本関係の強い企業への貸出需要に応じて貸出を行った。銀行はその貸出金の資金繰りの必要性から、換金が容易でない危険資産である保有社債を流通市場で売却し、その結果、低格付けほど社債スプレッドが拡大した。つまり、これは危険資産から安全資産への逃避行動の一つでありLAPMの「流動性への逃避」の復活であったこと。

つまり、極度に社債発行市場が麻痺した一時期を除くと、世界的な金融危機時には、欧米諸国と異なり日本では資金繰りにおいて銀行部門の資金仲介機能の有効姓が相対的に維持されており、そのため、銀行の資金流動性リスクそのものが存在しなかったことが判った。銀行部門の資金繰りが問題となって資本市場のリスクが拡大している欧米諸国とは大きく異なるものである。

市場が麻痺したような有事の際には、早急な公的支援等によりいち早く平時の状態に市場を戻す施策が重要であり、安定した債券市場の運用こそが適切な債券価格維持のための最重要課題であると考える。

［報告書本文］目次

概要
1．はじめに
2．本邦社債市場の特徴
3．社債スプレッドに対する諸仮説
4．仮説の検証方法
5．データ
6．推計結果
7．結論

アジア新興市場における生命保険思想並びに資金運用の長短期性向の形成因に関する理論的・実証的研究

―ベトナムを例に―

藤江昌嗣（明治大学経営学部教授）

プロフィール

1978年京都大学経済学部卒業、1984年神戸大学大学院博士後期課程退学、1994年京都大学博士（経済学）。1984年岩手大学人文社会科学部専任講師。1987年東京農工大学農学部助教授、1992年明治大学経営学部助教授、1993年同教授。現在に至る。主要著書『移転価格税制と地方税還付』（中央経済社）、他多数。

［要旨］

近年、日本の生命保険会社においては、国内収益が伸び悩む中で、アジアなどの海外成長市場・新興市場での収益確保のために生保市場の開拓や業務の強化が図られている。手法としてのＭ＆Ａ（合併・買収）をはじめ、商品開発・販売網展開・役職員の派遣等供給側の戦略については研究が進められているが、顧客（需要）側の生命保険に対する認識―国民の生命保険思想や必要性、また、投資家としての長短期性向等―の形成因に関する研究は、生命保険会社が行ったものを除き少ない。

本研究は、アジアの新興市場として注目されている人口8500万人のベトナムを取り上げる。現在、生命保険加入者が700万人程に留まるベトナムは、平均年間所得が200万円へと上昇し、外食支出をはじめ、そのライフスタイルが大きく変化してきている。ベトナムにおける生命保険の必要性や投資家としての長短期性向等が、所得要因をはじめ、どのような要因により形成されるのかを

理論的・実証的に明らかにすることは、アジア新興市場における生命保険市場の可能性を明らかにする重要な研究であり、本研究はこれを目的とする。

1　調査の目的・手順・意義

アジア新興市場における中間層（もしくは「ボリュームゾーン」）の増大は、保険思想（生命保険思想）と生命保険市場にどのような変化を生み出すのか、また、消費者として指定しうる位にまで所得が増大してきている労働者は、そもそも、保険について関心を持ち、どのくらい知っているのか、さらには、貯蓄の有無や資金運用の長短期志向に関してはどのような認識を持っているのか等を、新・新興国ベトナムを対象に行ったのが、今回の「子育て・健康並びに保険思想等に関するアンケート調査」である。

本研究のテーマは、「アジア新興市場における生命保険思想並びに資金運用の長短期性向の形成因に関する理論的・実証的研究―ベトナムを例に」であるが、ベトナムはその歴史的経緯（「ベトナム戦争」と「ベトナム民族統一」）のために、日本とは異なる意味で、個人の考えについての調査は難しい環境にある。「個人情報の保護」というよりも、「余計なことは言わない」という防衛的心理であり、一つのリスク管理である。このため、設問事項についても、子育て・健康に関する設問を入れ、「子育て・健康並びに保険思想等に関するアンケート調査」とした。

2　調査の手順・意義

アンケートは、はじめに日本語、その後、英語に翻訳、最後にベトナム語に翻訳をし、作成した。2012年３月から５月にかけて、現地企業の協力を得て、ベトナムホーチミン市内の企業に200枚配布した。回収枚数は44枚となった。回収率は22.0％と低かったが、その理由として、①ベトナムにおける構成調査をはじめ、様々な調査が国民・市民に未だ浸透していない状況があること、これとも関連するが、②民間企業に対する強制力のない本調査の実施環境は必ずしも良好なものではないこと、また、③「調査票」自体の設問事項が多かったこと等が考えられる。

しかしながら、回収数・回収率における問題を孕みながらも、生命保険思想

並びに資金運用の長短期性向の形成因に関するこうした実証的研究は、私見ながら、①ベトナムにおける初めての試みであること、②少ない回答数とは言え、ホーチミン市の複数の企業に勤務する従業員からの回答であること、③ランダムサンプリングによる調査ではないものの、縫製業を含むベトナムの製造業の労働者の回答であり、その単純集計やクロス集計により、ベトナムにおける生命保険思想並びに資金運用の長短期性向の形成因に関する特徴を部分的ながら抽出でき、それが将来におけるあり方を展望させるヒントとなりうること　等の意義がある。

アンケートの結果のポイントをまとめると以下の通りである。

《保険について》

① 保険について、関心のあるものが８割を占め、また、知っているとしたものが約９割近くとなり、知っているものが圧倒的に多い。また、そのうち、７割近くのものが生命保険を知っているとしている。また、損害保険を知っていると回答しているものも一部いるが、まだまだ少ない。

② 保険の必要性について判断を迷っている人のほとんどは、貯蓄をしていないことが分かる。総体的には、病院の近接性が確保されているが、確保されていない人の割合も決して小さくはない。

③ また、貯蓄をしているものが４割弱で、貯蓄していないものが６割を超えており、貯蓄のない世帯が国全体としても多い可能性を示唆している。

④ 回答者の年収は200万円に届かない人が多いことが推察される。このことは、今後、年収が上昇するにつれ、潜在的保険加入者が徐々に顕在化していく可能性を示しているといえよう。

⑤ 保険を必要と考えている人は、資産運用における長短の選好においてほぼ拮抗しているものの、選好理由として「安全性」を第一に挙げている。リスクの意識あるいは感覚は強く存在するといえよう。

⑥ 保険の必要性について判断を迷っている人は、長短の選好においても同様に迷っていることがわかる。日常の保険についての必要性において、保険の利用（加入）よりも、未だ貯蓄にさえ至らない経済状況とこれと関連した保険情報への関心の低さが確認できる。

《長短期成功について》

① 貯蓄の長期・短期の選好については、両者に大きな差はないが、選好に際し、一番大きな影響を与えるものは、「安全性」であり、「運用益」に関心を持つものはきわめて少なくなっている。

② 貯蓄の選好に影響を与える「安全性」について、「長期貯蓄の選好」において、この関係が、顕著に見られること。

③ 現状では、「運用益」についての関心はあまり見られないこと。

以上である。

アジア新興市場、とりわけ新・新興国ベトナムにおける生命保険思想（生命保険の必要性の認識）のあり方やその変化や投資家としての長短期性向等について知ることで、ベトナムの生命保険市場の可能性についての具体的な知見が得られることになるが、今回の調査結果はその期待を表すものとなっている。

結び

今回のアンケートから、ベトナムの現状はまだ、貯蓄も少なく、保険についても生命保険としての認識はあるものの、所得に対する掛け金がまだ高いことがその加入に対する阻害因として働いていることが推測される。

同時に、安全性に対する期待が大きいことは、リスクに対する認識が明確に存在することを示している。それは、自らの健康に対する不安や掛け金の相対的高さ等の支払い継続性への不安等のリスクであるものの、ベトナム通貨ドンに対する信用リスクも大きく関係していることが、ヒアリングから確認できている。こうした自国通貨の価値への不安が、生命保険思想や資産運用に対する投資に対する長期的な視点の醸成を妨げていることが推測される。

また、ベトナム社会の歴史的・文化的固有性と所得を含む経済的要因という普遍的要因の両面から、これらの点を実証することで、経済発展の持続が期待されるベトナム以外の国々における生命保険市場の可能性を明らかにすることができるが、今回の調査では、その端緒が確認できたとはいえ、まだまだ十分な展開ができなかった。今後の課題としたい。

［報告書本文］目次

はじめに
１．保険思想とは何か
２．アンケート調査
３．アンケート調査の結果分析
結びにかえて

消費課税としての保険税の法的分析

―英国およびドイツの制度との比較を中心に―

辻　美枝（関西大学商学部准教授）

プロフィール

大阪大学経済学部卒業。2007年関西大学大学院法学研究科博士課程後期課程修了。博士（法学）。2006年大阪経済大学経営学部専任講師、同准教授、京都産業大学法学部准教授を経て、2012年４月より現職。主な論文：「保険取引の消費課税上の問題― ECJ 判決の分析から―」2012年４月。

［要旨］

消費課税は、付加価値に課税する一般的な消費課税（一般消費税）と特定の物およびサービスに課税する消費課税（個別消費税〉の二つに区分されうる。VAT 指令（第６次指令（Sixth Council Directive 77/388/EEC of 17 May 1977 on the harmonization of the laws of the Member States relating to turnover taxes Common system of value added tax: uniform basis of assessment, OJL 145 of 13 June l977）および2006年指令（Council Directive 2006/112/EC of 28 November 2006 on the common system of va1ue added tax, OJL 347 of 11 December 2006）の両者を合わせて、以下このように呼ぶことにする。）では、個別消費税に位置づけられる保険税と一般消費税である VAT との課税上の適用関係について触れており（第６次指令33条、2006年指令401条）、他の金融取引と扱いを異にしている。本研究では、保険税に関して、英国およびドイツの制度との比較法分析を行うことにより、その法的性質とは何かを追求し、以てわが国における保険取引への消費課税のあり方について示唆を得ることを目的とする。具体的には、英国の Insurance Premium Tax（以下 IPT という。）およびドイツの Versicherungsteuer に焦点を当てる。例えば、英国では、

EEC 加盟後に VAT を導入した際に、EEC 型 VAT に倣って金融サービスは非課税とされていたが、その20余年後の1994年に保険税を導入している。保険税の研究は、これまでわが国ではほとんど行われておらず、英国における導入過程・経緯をたどることで、わが国への有用な示唆を得ることができると考える。

2006年指令135条(1)(a)（第６次指令13条Ｂ(a)も同様に規定）では、保険取引と再保陳取引の VAT 非課税について、「加盟国は、次に掲げる取引を非課税とする。(a)保険及び再保険取引、保険ブローカー及び保険エージェントが行う関連サービスを含む。（以下略）」と規定している。また、同401条（第６次指令33条も同様に規定）において、「他の共同体法の規定に抵触しない限り、この指令は、加盟国が保険契約への課税、賭け事および賭博への課税、物品税（excise duty）、印紙税あるいは、より一般的に取引高税として特徴付けられないいかなる租税（taxes）、関税（duties）、課徴金（charges）を維持あるいは導入することを防げるものではない。（以下略）」と規定し、保険への取引高税以外の課税の可能性を容認している。これにより、加盟国の多くは、保険契約に対して保険税を課している。

欧州司法裁判所は、上記規定に基づく VAT と保険税の関係について争われた事件について、以下のように判示した（Case C-308/01 GIL Insurance Ltd and Others v Commissioners of Customs & Excise［2004］ECR I-04777）。第６次指令33条にいう租税、関税、課徴金は、すべての点で VAT と同一ではないとしても、それらが VAT の本質的な特徴を見せるのであれば、そのような課税は禁止される。VAT の本質的な特徴は、①一般的に物あるいはサービスに関連する取引に適用する、②取引の数がいくつあろうとも、物あるいはサービスの価格に比例する、③生産および分配の過程の各段階で課される、④前段階の取引で支払われた税を控除した後に取引で支払われるべき税額が計算されるので、物およびサービスの付加価値に課される、点である。IPT は、関係加盟国内のすべての経済取引に付随するものではなく、特別なサービスである保険の供給にのみ適用され、保険契約に関連する保険料の受領に標準税率で、自動車、国内家電および旅行に関する保険料にのみ高税率で課される。IPT は、保険契約の締結時に一度だけ課されるので、生産・分配過程の各段階で課され

るものではなく、物およびサービスの付加価値に適用されないということも明らかである。結果として、保険料への課税は第６次指令33条と矛盾しない。

ドイツにおける売上税と保険税の関係について、Tipke/Lang によれば、「売上税法４条９号、10号で非課税にしているということは、不動産取得税および保険税を個別消費税と解しているということである。しかし、これを認めるとすれば、個別の消費に課せられる場合に限られる。この課税は、前段階控除を有する付加価値税税制に含まれないが、結局事業者の投資と財産に対して課税していることを意味する。」と説明される。しかし、Tipke/Lang は、このような特別の負担にには特別な正当化の理由が必要であるが、保険は特に国が十分な保護を提供していない危険に対するために締結されるものであるので、保険税には正当な理由はない、と批判的な姿勢を示している。

以上から、保険税は、VAT と本質的に異なる性質を有し、個別消費税としてて位置づけられていることがわかる。また、保険取引の VAT 非課税による歳入損失の補填の意味合いを持っているとされる。次に、英国およびドイツの保険税導入の理由を見てみよう。

英国では、IPT は、1994年に、原則としてすべての保険契約に単一税率で適用するために導入された。その導入の目的は、特に国内家電の供給者が保険取引への VAT 非課税の便益を受けるために、VAT に服す販売あるいはレンタル家電の修理およびメンテナンスのためのサービス契約を、販売あるいはレンタル契約に附随する保険契約に漸次切り替える傾向を阻止することにあった。しかし、VAT の標準税率よりも低い税率での IPT 導入は効果を有さず、1997年に、VAT の標準税率に等しく、かつ、国内家電その他一定のものに関する保険料にのみ適用可能な IPT の税率（高税率）が別途導入された。国内家電の供給者がその家電およびそれに対応する保険に起因する価格を操作することで、保険サービス提供に関する VAT 非課税を利用することができると課税当局は考え、高税率導入には、「価値移転（value-shifting）」を防ぐという目的があった。それにより、一部の国内家電の供給者に行動の変化をもたらし、元受保険の割合も増加した。このような価格移転の問題は、保険取引を消費税非課税とするわが国においても生じうる問題である。

ドイツでは、古くから保険税が導入されていた。Reichsstempelgesetz 1913

において、それまで文書主義で課税を行ってきたが、保険で補償される価格をできるだけ完全に補捉したいという目的のもと、その97条で、文章作成に関係なく支払事象が課税対象とされた。その後、Versicherungsteuergesetz 1922の導入により、明確に文書課税を廃止し、保険関係に課税することとした。これは､国の財政需要を充足するためという正当化される理由を根拠にしている。

両国における保険税の導入の時期およ導入の経緯は異なるが、価格移転の問題および国家の財産需要の問題は、ともにわが国においても考慮すべき問題である。

本研究の問題意識は、保険取引を非課税とするわが国の消費税とEUのVATとは、歴史的、制度的な違いが存するという点に端を発している。本研究では、英国およびドイツにおける保険税制度を中心に、その沿革、法的性質およびVATとの関係について分析を行った。VATと保険税は法的性質が異なるが、保険取引への消費課税という大局的な視点からは、一定の牽連性が認められる。それは、VATと保険税が代替的であるということではないが、付加価値の算定が一定に困難といわれる保険取引に対して、如何に消費課税を行うべきか、という際に一つの指針を示すものといえよう。EUの保険取引への消費課税は、VATという単独税目の枠内で考えるのではなく、保険税という課税制度も含めて制度構築が行われている。保険税はわが国には存しない制度であるが、保険取引への消費課税を再考する際に、消費税という税目の枠内でのみ検討するのではなく、保険税のような仕組みを考慮する方法も検討に値すると思われる。その際には、現在進行中の欧州委員会提案における保険取引への課税の選択権の導入も含めた2006年指令改正の動向も看過できない。

なお、国境を超える保険関係に係る保険税について、欧州司法裁判所においてリスクの所存と課税管轄が問題となっており、重要な論点である。この点については、引き続き研究を行う予定である。

［報告書本文］目次

はじめに
1．EECがVAT導入の際に金融サービスを非課税とした理由
2．VATと保険税の関係

３．英国

４．ドイツ

５．GIL 事件

６．欧州委員会提案とその影響

おわりに

少子高齢社会における公的年金制度と公共資本整備

菅原晃樹（名古屋学院大学経済学部講師）

プロフィール

2003年小樽商科大学商学部卒業。2010年大阪大学大学院経済学研究科博士後期課程修了、博士（経済学）。2010年４月より名古屋学院大学経済学部講師として現在に至る。専門は動学マクロ経済学・労働経済学・開発経済学。

共同研究者として前林紀孝（大阪大学社会経済研究所研究員）が参加した。

［要旨］

１．はじめに

少子高齢化が進む現代において、社会福祉の充足とそれを支える経済活動の順調な発展という両者のバランスが最重要課題とされている。介護や年金という高齢化に対応した福祉の一方的な拡充は勤労世代に多大な負担をもたらし、経済活力を喪失させる一因となりうる。さらに、経済が十分に成熟した先進国において高い成長率を期待することも難しく、効率的な政策を行われなければ資源の無駄遣いによって必要な投資が抑制され成長を悪化させることになってしまう。このような難しい舵取りを迫られている中、我々は経済学的な視点から高齢化社会における持続可能な経済発展と人々の生活水準の向上を目的とした政府の政策の在り方について、公的年金制度と公共資本の整備というテーマを中心に以下の３つの研究を行った。

２．公的資本整備と公的年金の最適な配分問題

本研究で最初に明らかにしたことは、高齢化が進む社会においての最適な公

共資本整備と公的年金給付の配分に関することである。公共資本整備は勤労世代の経済活動に必要な公共インフラの整備を意味する。例を挙げると、下水管の老朽化などで東京首都圏を中心に大規模なメンテナンス作業が行われている。またIT分野の発展によりインターネットの光回線の普及など社会インフラへの投資は経済成長には欠かせない存在である。一方、公的年金給付は老後の生活を支えるための福祉であり、その給付増大は人々の老後の生活水準の向上につながると期待される。財政難の現状においては両方への十分な財源の確保は難しく、この重要な２つの政策のうち高齢化社会の現状においてどちらにより多くの財源を充てるのが最適かを考えなければならない。

本研究における結論は、公的年金給付は経済成長を阻害するが、社会厚生の観点からは公共投資と公的年金の最適な配分比率が存在することが示された。そして、その配分比率に関しては、高齢化が進むにつれて公的年金の給付をより増やす政策が社会厚生の観点からは望ましいことが示された。これは高齢化が進むと人々は老後に備えてより多く貯蓄する結果、民間資本の蓄積が加速し将来世代の生産を増やすことになる。よって、将来世代はその利得分を老年世代に年金を通して再分配することで社会的により望ましい配分が達成できるからである。

３．国債残高の削減と公的資本整備

2011年における日本の国債残高はGDP比で230％を超えており、先進国において最悪の水準である。このまま財政赤字が続けばギリシャのように深刻な財政危機に直面する可能性が高まることが予想される。国債残高の増大は民間資本の投資を抑制し、公共投資すなわち公共資本の拡大の効果をも抑制すると考えられる。このように、効率的な公共投資を行うためには財政の健全化が必須であると言える。そこで、財政再建のためにとるべき手段には大きく２つの方法がある。１つは政府支出を削減し、その分の財源で国債の利払いを行うことである。２つ目は増税によって税収を増やし同じく国債を減らしていくという方法である。財政再建が進められているヨーロッパやアメリカでは、主に政府支出の削減もしくは増税と政府支出の削減の両方が行われている。例を挙げると、2011年11月にはドイツ、オランダ、ロマニア、イギリスは政府支出の削

減を行うと表明し、一方フランス、イタリア、アイルランド、ギリシャ、ポルトガル、スペインでは増税と政府支出の削減の両方を行うと表明した。アメリカも2011年９月に後者同様に増税および政府支出削減により財政再建を行うとオバマ大統領が発表した。

この研究では、どの国でも共通して採用されている政府支出の削減策について焦点を絞り分析を行った。その結果、公共投資の削減による財政再建が、重要な経済変数、経済成長、経済厚生に与える影響が短期と長期では異なることが示された。短期的には国債残高を減らすために公共投資が減らされることにより、経済厚生にとってマイナスの効果を持つ。ところが国債残高が減少し利払いの返済が進むと、中長期的に公共投資が進み、利子率が上昇し始め消費の成長率は回復し厚生も上昇する。長期的には財政再建を行うことにより、行わない場合よりも高い成長をもたらし経済厚生を改善することが分かった。また、財政再建を進めるスピードについても分析し、税率が小さく初期の国債残高が十分大きいときには、早い財政再建は経済厚生を悪化させる要因となる。一方、ある程度税収があり国債残高もそれほど大きくない場合は、早い財政再建が経済厚生をよりよく改善することが示された。この議論は、今後の政府の政策方針に重要な示唆を与えるものである。

４．退職行動と公的年金

現在の公的年金制度の大部分は賦課方式システムを採用しており、若年世代から老年世代への所得移転の仕組みで運営されている。しかし、少子高齢化のなかでは若年世代に多くの負担がかかることが予測され、システムの運営自体に無理があることが指摘されている。そこで我々は、老年世代がまだ働けるような環境にある場合に若年世代の年金負担を減らした時、経済厚生を引き上げることができるかどうかを議論する。年金負担を減らすことは、老年期の年金給付を減らすことを意味し痛みを伴うが、そもそも公的年金の給付があると、本来もう少し働くことが可能であった高齢者が早期に退職してしまうという効果があることが多くの理論研究と実証論文で示されている。ごこで、高齢者になっても働くことを予想するということは若年期での人的資本の蓄積を促す効果がある。例を挙げると、より長い期間働くことを予想するので高等学校や専

門学校・大学でのより高度な教育や技術を身につける機会費用が小さくなり、その結果、人々はより高度な教育が受けるインセンティブが高まることになる。最近では多くの大学で社会人の大学院進学者が増えてきているのは、将来のためにより高度な専門知識を身につけたいというニーズに対応したものである。このような合理的な人々の行動は、年金給付の減少というマイナスの効果を相殺するか、もしくは人的資本の蓄積と高齢期でも働けることで得られる所得が大きくプラスに働き、公的年金をある程度下げることが経済厚生にとって望ましいという結論に至る可能性が考えられる。経済厚生の観点から高齢者の退職行動に注目し、公的年金の負担削減は可能かどうかについて本研究では議論した。

結論としては、公的年金負担の減少は老年世代の労働供給と若年世代の人的資本蓄積を促し、それによる所得の増大効果が年金給付の減少というマイナスの効果を上回る可能性があることを数値例で示すことができた。このように公的年金の減少に加えて老年世代の就労を促す政策が必要であることが本研究から示唆される。

［報告書本文］目次

１章　はじめに
２章　公的資本整備と公的年金の最適な配分問題
３章　国債残高の削減と公的資本整備
４章　退職行動と公的年金
５章　結論

地域別安全度指標の作成

林　万平（一般財団法人アジア太平洋研究所研究員）

プロフィール

＜学歴＞

1999年３月31日　兵庫県立神戸高等学校卒

2003年３月31日　大阪大学経済学部経済経営学科卒

2006年３月31日　大阪大学大学院国際公共政策研究科博士前期課程卒

2009年３月31日　大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程単位取得退学

＜職歴＞

2003年４月１日～

2004年１月31日　（株）日本アイ・ビー・エム金融システム事業部勤務

2007年４月１日～

2009年３月31日　財団法人ひょうご震災記念２１世紀研究機構非常勤研究員

2009年４月１日～

2011年３月31日　公益財団法人ひょうご震災記念２１世紀研究機構常勤研究員

2011年４月１日～

2011年７月31日　甲南大学マネジメント創造学部非常勤講師

＜主な所属学会及び社会的活動等〉

日本経済学会・関西労働研究会・International Atlantic Economic Society

2011年４月～2012年３月　神戸経済同友会提言特別委員会メンバー

＜主要業績＞

2010年12月、安全安心の意識を支える社会的信頼システムのあり方（査読付）、共著、（公財）ひょうご震災記念21世紀研究機構研究年報第14・15号（web 出版）

2011年３月、安全安心感と経済不安（査読付）、単著、兵庫自治学第17号、pp.17-21

2012年（掲載予定）、A Quick Method for Assessing Economic Damage Caused by Natural Disasters: An Epidemiological Approach、単著、International Advances in Economic Research

［要旨］

2011年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波災害は、東北地方を中心とする東日本一体に甚大な被害をもたらした。特に、津波災害の威力は凄まじく、沿岸部では一帯が壊滅するような地域も少なからず存在する。さらに、二次災害である福島原発事故や地盤の液状化現象等により、多くの市民がその住居や生活に大きな影響を受けており、現在でも生活再建の目処が立っていない。このように東日本大震災は、日本社会において市民の生活や身体・生命・財産に関する安全を改めて問い直す大きな事件となった。特に、自然災害に対する安全について人々の関心が高まってきている。

自然災害からわれわれの生活や身体・生命・財産を守る上で重要な政策は２つある。第一に、防災・減災政策による自然災害被害の軽減である。第二に、大きな被害を受けてしまった場合の中長期的な復興政策の実行である。自然災害に対する安全について考える場合、これら２点を考慮した政策対応を行う必要がある。

本調査研究報告書「地域別安全度指標の作成」において、以下の２つの研究を行った。第一に、自然災害被害を軽減する社会・経済的要因について都道府県別のパネルデータを使用して実証分析を行った。近年、災害研究の領域では、経済・社会的要因と自然災害被害の関係についての国際比較分析が蓄積されてきた。本稿の目的は、一連の実証分析の手法を応用し、日本における被害の軽減に有効な経済・社会的要因を発見することである。そのためわれわれは、経済・社会的に脆弱な地域ほど、自然災害による被害が大きくなっているという仮説を立て、その検証を行った。

分析にあたって、UDNP（2004）による被害分析モデルを提示する。そのモデルに基づき、1995年から2007年までの都道府県別パネルデータを使用して、被害推定を行った。

災害多発国の中でも、日本の自然災害被害は人的被害よりも経済被害に顕著に現れる。そのため、本稿では直接経済被害を対象にした分析を行った。直接経済被害は消防庁『消防白書』に掲載されている「被害総額」で都道府県別に確認することができる。しかし、この「被害総額」には、民間の建築物被害が

含まれておらず、自然災害による直接被害の実態を過小に評価している。そこで、「建築物滅失統計調査」を参照し、自然災害による建築物の損害見積額を加えて、数値の修正を行った。

被害推定モデルに基づき、固定効果推定法、二段階最小二乗法により、推定を行った結果、われわれは以下の事実を確認することができた。1）災害の規模が大きいほど、自然災害による直接経済被害は大きくなっている。2）民間企業資本や社会資本の蓄積、若年層の人口比率、過去の行政投資における災害復旧費用比率が高い都道府県ほど、自然災害による直接経済被害が軽減されている。3）特に、直接経済被害に対しては、民間企業資本や社会資本の蓄積、若年層の人口比率の弾力性が大きい。4）国際比較分折で確認されていたように、都道府県の一人当たり総生産が、直接経済被害を軽減している事実は確認することができなかった。

これらの結果から、防災・減災政策を考える上で、資本の蓄積や、若年層の流入により、地域社会を経済的、社会的に持続的に発展させていくための視点が必要であることが明らかになった。

第二に、消防白書の災害被害統計と東日本大震災の被害状況のデータを利用して、東日本大震災による直接経済被害の迅速な推定を行った。同震災により、東日本一帯が地震や津波により甚大な被害を受けており、このような災害からの復興には、応急対応から復旧・復興にかけて、多様で手厚い支援を長期にわたって継続的に行うことが欠かせない。そして、包括的で十分な支援を行うためには、発災後、被災地の復旧・復興計画の策定を待たずに、必要な財源の規模を把握する必要がある。

阪神・淡路大震災での経験から、行政が認知した直接経済被害額が、その後の復旧・復興財政の基盤となることが分かっている。迅速に復興財源の規模を把握するためには、発災直後に、災害による直接経済被害の規模を迅速に推定することが肝要である。復旧・復興財源の基盤となる経済被害とは、直接被害による被害額である。しかし、今までは自然災害による間接経済被害の推定に関心が割かれる一方で、直接経済被害の推定にはあまり関心が払われて来なかった。迅速かつ正確な自然災害による経済被害額推計の方法論は現在でも確立されていない。

そこで本章では，Cavallo, Powell and Becerra（2010）によるハイチ地震の経済被害推定の手法にならい、東日本大震災による直接経済被害額の推計を行う。国内の自然災害被害の都道府県別パネルデータ使用して、直接経済被害と人的被害、建物被害の関係を推定し、得られた推定値に同震災による被害状況を代入することで、直接経済被害を計算する。推計の結果、直接経済被害は約30兆円に上ることが分かった。内閣府が発表している被害額はその実態を大幅に過小評価している可能性がある。

以上の結果から、自然災害による被害を軽減する上で、防災インフラや避難マニュアルの整備といったハード面での対応に加えて、平時から経済・社会的な脆弱性を減じておくことが重要であることが分かった。特に、15歳未満人口比率に見られるような若年層の人口比率の効果は大きく、地域の自然災害に対する安全度を測る上で重要な指標となる事がわかった。また、地域内の資本蓄積も災害被害の軽減に有効であり、安全度の指標となり得ることが分かった。資本蓄積と人口流入による経済発展の重要性も明らかとなった。

さらに、巨大災害が発生した際には、その直接被害を計算する上で、人的被害、建物被害のデータを利用した推定手法を開発し、東日本大震災による直接経済被害額の試算を行った。巨大災害においては、被害状況の基礎情報となるこれらのデータを収集することの重要性が明らかになった。

［報告書本文］目次

第１章　自然災害による被害と経済・社会的要因との関連性：都道府県別パネルデータを用いた実証分析

１．はじめに

２．人的被害と経済被害

３．先行研究

４．ＵＮＤＰ被害分析モデル

５．データ

5.1.　Risk 変数

5.2.　Hazard 変数

5.3.　Vulnerability 変数

5.4.　記述統計
6．実証分析
6.1.　最小二乗モデル
6.2.　固定効果モデル
6.3.　二段階最小二乗モデル
7．推定結果
7.1.　推定結果(1)
7.2.　推定結果(2)
8．推定結果のまとめと結語
第２章　東日本大震災による直接経済被害の迅速な推定
1．はじめに
2．東日本大震災
2.1.　東日本大震災による人的被害と建築物被害
2.2.　東日本大震災による経済被害
2.3.　内閣府による推定被害額の問題点
3．経済被害額推計の必要性
4．災害における経済活動の推定
4.1.　直接経済被害と間接経済被害
4.2.　間接経済被害
4.3.　間接経済被害の問題点
4.4.　直接経済被害
5．実証分析
5.1.　推定モデル
5.2.　阪神・淡路大震災の直接被害額における問題点
5.3.　消防白書の「被害総額」の修正
5.4.　記述統計
5.5.　推定結果
6．東日本大震災による直接経済被害の推計
7．被害額の推計結果と結語

アメリカ銀行の保険クロスセル戦略

宮村健一郎（東洋大学経営学部教授）

プロフィール

1958年11月東京生まれ。1981年３月一橋大学商学部卒業。1989年３月一橋大学商学研究科博士後期課程退学。1989年４月徳島大学総合科学部講師。1991年４月東洋大学経営学部講師。2003年４月東洋大学経営学部教授。2008年３月金融審議会専門委員（2011年６月まで）。

［要旨］

本稿は、アメリカにおける1990年代から2012年までの銀行業と保険業のクロスセルについて、主な銀行と保険会社を具体的に取り上げ、その戦略を探り、できる限り体系的に整理する。

第１節

第１節は導入部分である。なぜ、突然、21世紀に銀行と保険の相互参入が開始されたのかということの制度的背景を説明する。そして、本稿の貢献のポイントを示す。

第２節

第２節は、まず、生命保険会社、銀行生命保険販売額などをデータにて概観する。やはり、日本と同じで、銀行経由の販売の多くは、簡単な商品である。しかし、次節以後のケースでわかるのであるが、大銀行のうち保険に注力している少数の銀行は、多くの保険リテール代理店やホールセール保険仲介などを持ち、企業保険を含む複雑な保険商品にも力を入れているのである。

次項は、「金融コンビニ」の概念を紹介する。これは、最近の銀行支店は、

過去にいわれたような、あらゆる金融サービスを提供できる「銀行デパート」でもないし、狭い分野に非常に強いが取り扱い分野自体は狭い「ブティック」でもない。その代わり、コンビニのように、取り扱い金融商品を重要なものに少なく絞るとともに、便利な場所に立地している、というような支店である。アメリカでも、日本でも、大多数の銀行がこのようなコンセプトで出店場所と取扱商品を決めているものと考えられる。

次節から最後の節までは、クロスセルの類型をある程度厳密に考え、銀行と保険代理店の最近の棲み分け、そして銀行業と保険引受業との間のシナジー効果について検討している。

第３節

第３節は、大銀行５社の保険分野参入に関する個別の分析である。

まず、シティバンクについてみると、1990年代末から最近まで、業務範囲がゆっくりと狭くなってきたことが示される。具体的には、損害保険引受、生命保険引受を切り離し、最後は銀行の立て直しのため、生命保険仲介の子会社までを切り離した。

これに対し、ウェルズ・ファーゴは、2000年に入ってからの大手企業保険代理店の買収以来、一貫して、企業保険を中心に保険仲介に注力していたことがわかる。ウェルズ・ファーゴは、保険業参入が大成功した銀行のうちの一つである。

次に、BB&T について検討する。この銀行は全米で18位というように、最大手のメガバンクではないが、保険に非常に注力している銀行であることで有名で、2011年の非金利収入に占める保険関連収入が36.37％もある。この銀行の特徴としては、小型の保険代理店と他銀行をひたすら買収して成長した、ということができる。この銀行も、保険戦略で大成功した銀行の一つである。

次に、バンク・オブ・アメリカの保険参入の特徴は、大銀行にもかかわらず、個人保険のみ扱うということである。この背景には、この銀行の経営者が企業保険分野は中途半端な取り組みでは対応できないと判断していたためであろう。

最後に JP モルガン・チェースであるが、この銀行の保険参入は早く、取り

組みにも前向きだった。しかしながら、取り組み方に問題が多く、結果的にはあらゆる面で中途半端だったようで、現在全米最大の銀行であるのにもかかわらず、保険料収入は全米６位というように、保険事業は全く冴えない。

第４節

第４節は保険会社４社の銀行業への取り組みと、銀行業に興味を示さない保険会社２社の戦略を検討する。

はじめに、損害保険会社ステート・ファームの子会社、ステート・ファーム・バンクについて説明する。この銀行の戦略は、親会社の専属保険代理人に銀行商品をクロスセルさせたことである。つまり、専属保険代理人が保険契約者に銀行預金口座を薦め、また自動車保険契約者からの自動車購入相談に乗りながら、銀行商品のカーローンを薦める、というようなクロスセルである。また、インターネットバンキングにも力を入れている。このような戦略の結果、ステート・ファームは銀行業参入が大成功した保険会社であるということができる。

次に、生命保険会社メットライフの子会社銀行、メットライフ・バンクを取り上げる。メットライフ・バンクも、親会社の個人顧客や企業顧客との銀行商品クロスセルで急成長した。また、ステート・ファームと同様に、無店舗というインターネットバンクの本質的な不利性をITでカバーし、それはある程度成功した。この結果、メットライフも、銀行業が大成功した保険会社であったといえる。しかしながら、2010年のドッド・フランク法施行に伴い、銀行持株会社としてSIFIに指定されそうになり、翌年の2011年に、せっかく育てた銀行を売却し、また買い手がつかなかったモーゲッジ部門の従業員は全員解雇された。

次に、損害保険会社オールステートの銀行子会社についてみると、親会社が他銀行に年金商品を販売していたため、他銀行に遠慮して、子会社の自分の銀行で販売する商品の範囲を狭めた。この消極的な戦略のため、同じ時期にスタートしたメットライフ・バンクとは、10年ほどで10倍の差がついてしまった。その後、ドッド・フランク法が施行され、不調の銀行を持ち続けることのマイナス面が拡大したため、2011年に売却し、銀行経営から手を引いた。

次に、オマハ保険の子会社銀行であるが、この銀行は、親会社が潤沢に買収

資金を提供したため、短い間に急成長した。また、この銀行だけの珍しい戦略としては、ブロックアンドモルタル支店をたくさん出店するということである。さらに、一定地域に高密度で出店するのではなく、広い地域に離散的に出店している。このような、セオリーから外れた出店戦略でも成長しているのは、親会社の資金力もあるが、オマハ保険の特に強力なブランドであると考えられる。オマハ保険も、銀行業参入に成功した保険会社のうちのひとつである。このように、ブランドは、金融業には大きな力を発揮する。

最後に、比較のため、銀行子会社を作らず、また銀行窓販も行っていないニューヨーク生命とマスミューチュアルをとりあげ、簡単に他の保険会社との違いを議論する。結論としては、これらの生命保険会社は保険代理人を中心に据え、大切にしているということである。

第５飾

第５節は結論である。今までの内容の重要な点を再確認するとともに、今後の研究の方向を検討する。また、日本郵政グループのあり方に関する指摘を行う。

［報告書本文］目次

Ⅰ．はじめに
Ⅱ．最近の銀行経由生命保険販売
　１．銀行生命保険販売の規模
　２．金融スーパーマーケットから金融コンビニエンスストアへ
　３．銀行とのクロスセルの類型
　４．銀行の生命保険顧客層
　５．銀行にとって保険引受部門は不要
Ⅲ．各銀行の保険クロスセル戦略
　１．シティグループの業務範囲拡大と縮小
　２．金融危機後に業務範囲を拡大したウェルズ・ファーゴ
　３．保険に注力する BB&T
　４．個人保険のみのバンク・オブ・アメリカ

5．保険業がうまくいかない JP モルガン・チェース
Ⅳ．保険会社の銀行業拡大
1．ステート・ファームの保険代理人とインターネットの組み合わせ戦略
2．メットライフ・バンクの発展と突然の撤退
3．銀行参入に失敗したオールステート・バンク
4．オマハ保険の銀行子会社の珍しい戦略
5．生命保険に銀行チャネルを使わないニューヨーク生命
6．代理人を増加させるマスミューチュアル
7．結論

［別　掲］

財団法人　かんぽ財団

審 査 委 員 会

委員長	下和田　　功	（一橋大学名誉教授）
委　員	木　村　陽　子	（㈶自治体国際化協会理事長）
委　員	出　口　正　義	（専修大学教授）
委　員	村　本　　孜	（成城大学教授）
委　員	平　井　正　夫	（日本興亜損保㈱顧問）
委　員	田　尻　嗣　夫	（㈶かんぽ財団理事長）

注：審査委員会は、助成対象者の選定及び表彰の審査・選定に関する事項を審議するために設けられているものです。

過去の調査研究報告（平成元～ 22年度発刊）

調査研究報告 No.1（１は昭和61年度助成、２～４は昭和62年度助成、他は昭和63年度助成）

1	高齢者の働きがいと地域社会の活性化に関する調査研究	㈹荻　原　　勝
2	アメリカの公的年金基金の証券投資　―州、地方公務員年金基金の分析を中心に―	呉　　天　降
3	変額年金について	山　下　　丈
4	高齢化社会に対応した簡保加入者福祉サービス活動のあり方	㈹木　戸　孝　雄
5	簡保資金の資金調達・運用活動について	瀧　川　好　夫
6	米国における最近の生保市場およびマーケティングに関する研究	上　田　和　勇
7	金融の国際化に伴う年金ファンドの運用課題	小　川　英　治
8	教育投資と遺産・贈与	下　野　恵　子
9	“総合生活保障”の時代とされる中での簡易保険の使命と機能 (a)民間私的保険における社会公共事業　―社会的観点に立って― (b)長寿社会における簡易保険の対応	庭　田　範　秋 真　屋　尚　生 石　田　重　森
10	公的年金資金の運用におけるリスク管理の研究　―株価指数先物によるリスク・ヘッジの理論と実際―	榊　原　茂　樹
11	日本型家計リスク・マネジメントの経済学的・文化人類学的考察	高　尾　　厚

調査研究報告 No.2（１～２は昭和63年度助成、他は平成元年度助成）

1	転換社債のリスクヘッジ機能に関する実証分析　―転換社債の価格形成を中心に―	國　村　道　雄
2	貯蓄型生命保険の経済合理性	中　馬　宏　之
3	国際証券投資とリスク管理	辰　巳　憲　一
4	金融自由化と生命保険部門の債券投資	釜　江　廣　志
5	生命保険会社のディスクロージャーのあり方	伊　藤　邦　雄
6	年金と税制　―私的企業年金に対する税制と社会保障制度との交錯	水　野　忠　恒
7	金融機関としての生命保険事業体	藤　原　洋　二 箭　内　孝　吉
8	アメリカの社会保障信託基金　―福祉国家メカニズムに位置付けて	渋　谷　博　史
9	厚生年金の在職年金制度の効果　―高年齢労働者の縁辺労働化について―	下　野　恵　子 ジョン・マッカラム
10	アメリカにおける生命保険事業の発展と第三次産業労働者の協約交渉力に関する実証的研究	三　富　紀　敬

調査研究報告 No.3（1～2は昭和63年度助成、3～5は平成元年度助成、他は平成2年度助成）

1	経済環境の変化と米国生命保険会社の近年の動向	玉田　巧
2	フランスにおける《Caisses d´ Epargne》の誕生とその「理念」	竹村孝雄
3	生命保険会社のディスクロージャー　―米国連邦取引委員会レポートの紹介を中心として―	江澤雅彦
4	生命保険業におけるディスクロージャーの課題	田村祐一郎
5	ドイツ生命保険業の新しい展開	飯野由美子
6	長寿社会の生活設計と生活様式	㈹天野寛子
7	長寿社会における郵便年金の役割	本間正明
8	損害賠償保険の経済分析および生命保険と損害保険のリスク構造の比較分析	㈹石井安憲
9	地域社会における有償福祉施設の運営について　―有料老人ホームの経営課題―	㈹高寄昇三
10	機関投資家の株式保有行動	㈹浅子和美

調査研究報告 No.4（1は平成元年度助成、2～9は平成2年度助成、他は平成3年度助成）

1	介護保険と文化摩擦	高尾　厚
2	高齢化社会と簡易保険加人者ホーム　―高齢化社会における簡易保険・郵便年金加入者福祉施設に関する研究―	井口富夫
3	簡保年金資金の地域活性化効果	吉野直行
4	簡保・年金事業と地域の活性化	跡田直澄
5	国際証券市場の理論的実証的研究	辰巳憲一
6	可変パラメータ・非線形 MTV モデル	刈谷武昭
7	高齢化・国際化時代における簡保資金の運用に関する理論・実証分析	㈹水野正一
8	金融仲介業と範囲の経済性：費用と収入の両面から	㈹筒井義郎
9	金融自由化・国際化の影響	塩澤修平
10	英米仏における高齢者家族の家計収支と私的保険事業	三富紀敬
11	年金制度の総合研究	㈹山崎広明
12	米国における個人年金の現状　―米国生命保険会社の個人年金業務―	北条裕雄
13	証券化と証券運用　―不動産証券化を中心に―	大村敬一
14	保険契約の最適構成のための定量分析	野本明成
15	公的年金のパラドックスと計算プログラムの自働生成	木村吉男

調査研究報告 No.5（１～９は平成３年度助成、14は平成３年度委託研究、他は平成４年度助成）

1	金融自由化と金融制度：金融自由化のもとで、どのように新しい金融制度を設計するか	酒　井　良　清
2	簡保資金運用の公共性と収益性の数量評価　―簡保資金運用のモデル分析―	㈹小　村　衆　統
3	金融自由化・国際化の下での簡保資金調達と運用の在り方に関する理論的・実証的研究	㈹石　垣　健　一
4	高齢化時代の国民医療費と私保険の機能に関する理論的・実証的研究	南　部　鶴　彦
5	高齢化・国際化時代における簡保資金の運用に関する理論・実証分析	㈹水　野　正　一
6	医療・介護サービスのコストと需要についての調査研究	武　川　正　吾
7	簡易保険事業の組織としてのあり方	㈹井　上　　正
8	簡保資金の地方公共団体における今後の運用方途について	兼　村　高　文
9	自己資本比率規制、公的セイフティ・ネットと金融リスク管理	千　田　純　一
10	生命保険・年金保険に対する課税と経済成長	井　堀　利　宏
11	生命保険事業における信用リスク・金利リスクとそれへの対応策　―とくにリスクヘッジ手段としての先物・オプションの有効性について―	漆　崎　健　治
12	生命保険とライフサイクル　…遺産動機・生命保険貯蓄を考慮した生命保険の需要分析	松　浦　克　己
13	競争時代における生命保険マーケティングの洗練の構図	岩　本　俊　彦
14	家族周期を踏まえた保険と家計	㈹大　谷　陽　子

調査研究報告 No.6（１～３は平成２年度助成、４～６は平成３年度助成、７～13は平成４年度助成、他は平成５年度助成）

1	人生80年時代における生涯生活設計と郵便貯金、簡易保険・年金の活用	藤　田　至　孝
2	簡易保険事業における ALM	高　橋　豊　治
3	簡保・年金資金の開発援助プロジェクトへの運用の可能性について―開発途上国に対する経済効果とリスクの分析―	吉　川　智　教
4	非営利経済（Non-Profit Economy）と社会サービスの提供	高　島　　博
5	企業の負債構成：観察事実と理論的解釈	金　子　　隆
6	BIS 規制と内外マネーフローの変化に関する研究　―簡保資金とのかかわりについて―	有　馬　敏　則
7	早期退職傾向と老後生活の安定確保	高　山　憲　之
8	年金基金の ALM における P.I. とデュアレーション・ギャップ分析の応用	土　田　壽　孝
9	私募債規制と市場拡大要因　―日米比較を中心に―	松　尾　順　介
10	高齢化が生命保険金融に与える影響	石　田　成　則

11	ポートフォリオ・ヘッジのための現物・先物・オプション間のミスプライシング分析	㈹國　村　道　雄
12	国際協調時代における財政投融資制度のあり方についての研究	㈹吉　田　和　男
13	公的年金と個人年金の役割　―オーストラリア、ニュージーランドのSUPERANNUATIONの研究―	下　野　恵　子
14	公共投資の資金調達としての財政投融資のあり方	井　堀　利　宏
15	確立期のイギリス機関投資家　～1950年代の保険・年金とマーチャント・バンカー～	代　田　　純
16	公的、私的年金の機能補完について	小　平　　裕
17	生命保険の保険料の自由化の意義　―金融自由化の光と影：金融理論的考察―	村　本　　孜
18	喫煙の死亡及び保険料に及ぼす影響について：ニューラルネットワークの応用	荒　深　美和子
19	簡易保険事業の課題についての調査研究　―近畿圏の利用者から見たKampoサービスの在り方を中心に―	㈹秋　本　　勝

調査研究報告 No.7（１は平成３年度助成、２～３は平成５年度助成、４～11は平成６年度助成、他は平成７年度助成）

1	ドイツにおける郵政組織改革の経済的検討	佐々木　　勉
2	私的年金の公的年金補完機能について　―３期モデルを用いたカリブレーション分析―	福　重　元　嗣
3	年金（利子）課税の経済的効果	矢　野　秀　利
4	文化振興と簡保資金	林　　敏　彦
5	生命保険と情報戦略のあり方について　―日米比較分析―	酒　井　泰　弘
6	国際分散化投資とその効率性について	羽　森　茂　之
7	介護費の社会化　―民間介護保険との関連―	㈹原　田　克　己
8	簡易保険事業と国際貢献　―途上国への国際貢献の可能性に関する理論的ならびに実証的研究―	桜　井　克　彦
9	これからの簡易保険の国際的資産運用と国際資金環境における役割に関する理論的・実証的研究	高　屋　定　美
10	過疎地域活性化における財政投融資の役割　～過疎地域活性化と過疎債の関係を中心として	㈹橋　本　　徹
11	政策金融の誘導効果	福　田　慎　一
12	英国における生・損保兼営の実態と教訓	上　田　和　勇
13	アメリカの団体健康保険・団体生命保険・企業年金に対する租税優遇措置	渋　谷　博　史
14	介護保険制度をめぐる社会史的・経済学的考察：独日を中心にして	㈹高　尾　　厚

15	わが国長期国債流通市場構造に関する研究：共和分法を用いて	釜　江　廣　志
16	国際分散投資におけるリスク・ヘッジ法	刈　谷　武　昭
17	ポスト・バブル期の簡易保険資金の役割と運用規制の在り方について	㈹家　森　信　善
18	WTO（世界貿易機関）のもとでのサービス貿易自由化と日本の金融・保険制度	佐々波　楊　子
19	広島県御調町における高齢者に対するトータル・ケア・システムの実態と公的介護保険の可能性	小　西　砂千夫
20	戦後生命保険産業の効率性の計測	㈹米　山　高　生
21	ドイツ介護保険法制定の社会的背景	新　井　　誠
22	ドイツ介護保険の財政調整について　―年金受給者医療費の財政調整の経験をもとにして―	木　村　陽　子
23	ドイツの「公的介護保険制度」についての研究　―制度制定プロセスの検討、財政・費用負担問題を中心とした経済的、経営経済的検討、そして実施の現状について―	藁　谷　友　紀
24	生前給付制度における諸問題および生命保険事業者の対応について	鶴　田　正　洋
25	老人保健施設の入所期間について	㈹安　川　文　朗
26	高齢化社会と金融資産	塩　澤　修　平

調査研究報告 No.8（平成８年度助成）

1	高齢化社会の資産・保険構造選択	石　井　安　憲
2	在宅及び通院療養患者を対象とした食品 Colorcard による栄養指導方法の研究	㈹小　倉　れ　い
3	公的介護保険と私的介護保険市場　―公的介護保険導入の私的保険市場への影響分析―	㈹奥　野　信　宏
4	「高齢者生活リスクの認知の現状と生活財政計画」への展望	藤　田　楯　彦
5	高齢化の進展に伴う老人医療・介護費用の公的分担と金融資産市場の在り方	㈹塩　澤　修　平
6	高齢化社会と年金税制	水　野　忠　恒
7	介護システム先進自治体の財政分析と公的介護保険の可能性	㈹小　西　砂千夫
8	高齢化社会での金融資産選択の動向についての研究	根　津　永　二
9	変革期の金融システムにおける保険業の構造と役割　―ドイツを中心として―	居　城　　弘
10	高度情報化社会における簡保事業の新展開	㈹山　本　克　郎
11	保険営業推進と OJT の在り方	㈹市　場　康　弘
12	公的介護保険の経済活動に与える影響の実証的分析	㈹跡　田　直　澄

調査研究報告 No.9（１～３は平成８年度助成、他は平成９年度助成）

1	地方分権推進下における地方債と簡保資金の役割　―大都市圏と地方圏の比較分析―	梅　原　英　治
2	AIMR のパフォーマンス提示基準（PPS）について	榊　原　茂　樹
3	医療サービス産業の生産構造：医療サービス産業の将来予測に向けて	角　田　由　佳
4	生命保険のリバースモーゲージ化による介護マーケット推計	㈹原　田　克　己
5	あるべき医療保険制度の方向と影響の分析	清　水　　徹
6	生命保険のクロスマーケティングと範囲の経済性	小　平　　裕
7	わが国における今後の保険販売チャンネルの変化について　―米銀における保険販売の実態が示唆するもの―	㈹糸　瀬　　茂
8	情報通信技術を活用した保険の新たな販売チャネルについての研究　―エリア・マーケットの情報技術による変革について―	萩　野　　誠
9	日米における普通社債投資と生命保険会社	松　尾　順　介
10	欧米保険会社のサイバー・スペースでの商品・サービス提供の法律問題	㈹山　下　　丈
11	医療費管理の経済分析	泉　田　信　行
12	貯蓄と保険	瀧　川　好　夫
13	経済構造変化とファイナンシャル・マネジメントに関する一考察	㈹内　田　　滋
14	シルバーサービス産業の産業組織に関する研究　―簡易保険加入者ホームのあり方をめぐって―	㈹井　口　富　夫

調査研究報告 No.10（１は平成８年度助成、他は平成10年度助成）

1	ドイツにおける生命保険市場の規制・規制緩和に関する経済分析　―組織の経済理論による検討―	㈹小　山　明　宏
2	経済環境の変化と資産市場	羽　森　茂　之
3	保険会社の経営危機時の保険契約者保護の方策　―規制緩和の下での保険契約者保護の現代的課題―	山　本　裕　子
4	保険会社の経営効率性に関する数量分析	福　重　元　嗣
5	中小企業金融におけるノンバンクと保険の役割	日向野　幹　也
6	わが国千名保険産業の実証分析：1959―1997年における構造変化と効率性・規模の経済の推移	㈹米　山　高　生
7	日本の生命保険会社に対する公的規制の影響　～ソルベンシー・マージン規制と投資比率規制に関する検証～	大　野　早　苗
8	重度要介護の完全社会化と民間保険の導入	岡　崎　　昭
9	四国に住む女性の老後の経済生活に関する意識と自助努力としての個人年金の位置づけ	川　田　玲　子
10	高齢社会における社会保障　―年金制度を中心とした根本的再検討―	山　田　雅　俊

11	社会保障改革のマクロ経済に与える影響について　―個人の資産選択に基づく理論分析―	亀　田　啓　悟
12	金融持株会社の研究	上　田　良　光

調査研究報告 No.11（１は平成９年度助成、２は平成10年度助成、他は平成11年度助成）

1	金融商品の各店舗でのクロスマーケティング	㈹吉　野　直　行
2	簡易生命保険等における積立金の運用に関する一試考	鈴　木　　實
3	アメリカの確定拠出企業年金	渋　谷　博　史
4	確定拠出型年金のあるべき制度について　～財形年金の研究から見た分析～	辰　巳　憲　一
5	生命保険業界を中心とした金融業界の業務提携に関する研究	下平尾　　勲
6	海外を舞台とした保険金詐欺事件とモラルリスク・マネジメント	沙　　銀　華
7	生命保険会社による情報提供と契約者利益　―保険業法改正後の課題―	江　澤　雅　彦
8	生命保険会社の資産運用の実態と今後のあり方について　―機関投資家としての資産選択、および予定利率設定と金利リスク―	岩　佐　代　市
9	消費者契約法の成立が保険契約に及ぼす影響	㈹山　本　　豊
10	消費者契約法の経済分析：「法と経済学」の視点から	北　井　　修
11	販売チャネルにおける営業形態と信頼性の意義についての一考察　―シニア市場を対象に―	伊　藤　　一
12	成年後見法の成立による保険事業への影響	新　井　　誠
13	保険の支払いが保険受給者のインセンティブに与える影響について	和　田　賢　治
14	英国の年金 mis-selling 事件における消費者保護	春　井　久　志
15	保険制度におけるインセンティブ構造に関するゲーム理論的考察　―実験経済学による実証的研究―	㈹高　尾　　厚

調査研究報告 No.12（１は平成10年度助成、他は平成12年度助成）

1	我が国の小・中・高等学校における生命保険教育の実態と課題	野々山　隆　幸
2	生命保険事業における契約者配当の変遷	田　中　　弘
3	生保危機と保険機能の分離　―金融サービス産業としての生保会社―	小　藤　康　夫
4	生命保険事業における消費者保護策のあり方　―各国における情報開示の実態と日本への教訓を中心に―	上　田　和　勇
5	証券化のリスクと金融機関	辰　巳　憲　一
6	保険・年金基金の運用と金融市場における社会的インフラ	塩　澤　修　平
7	金融自山化が生命保険産業へ与える影響についての理論・実証分析	青　葉　暢　子
8	生命保険の競争状況	筒　井　義　郎

9	生命保険会社のコーポレート・ガバナンス	茶　野　　努
10	わが国生命保険会社の企業形態と行動　―戦前のデータを用いた実証研究―	三　隅　隆　司
11	生命保険事業における介護保険に関わる商品・サービスの在り方に関する一考察	横　山　奈緒枝
12	介護保険制度における公的保険と自己選択、自助努力型の民間保険の補完・連携方策の研究	㈹高　寄　昇　三

調査研究報告 No.13（平成13年度助成）

1	マネイジドケアが医療支出と医療保険に与える影響分析	八　木　　匡
2	ドイツ保険監督法による剰余金配当規制の限界　―配当付き生命保険契約の法的性質論序説―	清　水　耕　一
3	ミクロデータによる家族形態と生命保険需要に関する実証分析	中　西　泰　夫
4	損害保険市場の自由化と日本の保険会社：日米保険協議の分析	㈹家　森　信　善
5	市場情報が長短金利および株価に及ぼす影響	黒　木　祥　弘
6	生命保険業における IT を活用した顧客接点のありかた	㈹諸　岡　佳　嗣
7	わが国国債市場の効率性とその改善	釜　江　廣　志
8	簡保・民保・共済の地域別需要分析	北　坂　真　一
9	台湾中央銀行の金融政策が物価と失業率へ与える影響についての理論・実証分析	劉　　宗　興
10	代替投資の現状と課題　―企業再建型投資を中心に―	松　尾　順　介
11	消費者の貯蓄行動・金融資産選択における生命保険事業の IT の意義	㈹大　藪　千　穂
12	少子・高齢化社会における公的年金改革：家計の貯蓄・年金保険需要への影響	小　野　哲　生
13	保険事業の財務健全化策とリスク・ファイナンス　―労災保険財政の健全性を例示として―	石　田　成　則
14	郵政三事業のもとにおける簡易保険事業の新しい役割方策の研究	下平尾　　勲
15	国民健康保険財政安定化について	山　田　聖　子
16	低金利政策・土地価格変動の生命保険会社・マクロ経済に与える影響	脇　田　　成
17	為替リスクと資産運用	羽　森　茂　之
18	わが国簡易保険事業の民営化論に関する若干の考察	㈹高　尾　　厚

調査研究報告 No.14（平成14年度助成）

1	日本郵政公社と簡易保険事業について	滝　川　好　夫
2	生命保険における自殺免責条項の再検討　―フランス・ベルギーの立法を参考に―	山　野　嘉　朗

3	生涯医療費と保険設計	山　田　聖　子
4	わが国長期国債市場の改革	㈹二　木　祥　代
5	簡易保険の最適な組織形態	小　幡　　績
6	日本の地域金融の現状とあり方	前　田　拓　生
7	予定利率引下げ問題と生命保険会社のコーポレートガバナンス	櫻　川　昌　哉
8	生命保険事業におけるIT化の動向と評価に関する研究	今　川　拓　郎
9	簡易保険事業の特徴と将来展望に関する研究	㈹井　口　富　夫
10	金融業（銀行、証券、保険）におけるIT化・FT化の在り方に関する研究	根　津　永　二
11	我が国の金融における専門性と効率性　―地域性の問題を踏まえて―	宮　越　龍　義
12	地域性を考慮した郵貯の効率性分析	茶　野　　努
13	公的年金制度の再検討　―高齢社会における年金とその機能―	山　田　雅　俊
14	市場の効率性と行動ファイナンス	加　藤　英　明
15	生命保険事業の効率性に関する国際比較研究	㈹内　田　　滋
16	私的介護保険の可能性	下　野　恵　子
17	日本における金融商品販売法と消費者保護システム　―新型保険商品の場合を中心に―	春　井　久　志
18	「アカウント型保険」の導入と課題	江　澤　雅　彦
19	生命保険事業の経営・経理と時価会計	田　中　　弘
20	保険契約の会計に関する一考察　―最近の国際的動向を中心として―	柳　瀬　典　由

調査研究報告 No.15（平成15年度助成）

1	簡易保険事業に対する監督規制	潘　　阿　憲
2	郵貯、簡保資金の地方債運用とわが国の金融市場	小　平　　裕
3	簡保と民保の規模の経済性に関する分析	北　坂　真　一
4	わが国長期国債市場の高頻度データによる分析と改革	釜　江　廣　志
5	地方銀行による割当増資に関する実証分析	阿　萬　弘　行
6	機関投資家の資産運用と市場の効率性	㈹高　屋　定　美
7	変動利付債の研究	辰　巳　憲　一
8	金融機関における経営基盤の強化・健全化のあり方に関する研究―ペイオフの部分解禁後の公的資金注入の評価を中心に―	家　森　信　善
9	保険事業における公益性と営利性	塩　澤　修　平
10	生保ならびに簡保の資金運用実態と運用成果について　―統計的解析と比較評価―	岩　佐　代　市
11	生命保険事業における会計的リスク対応	田　中　　弘

12	1990年代以降における日本の家計の生命保険選択行動：特性モデルによる実証分析	吉　川　卓　也
13	納得感の高い生命保険事業監督のあり方について	㈹高　尾　　厚
14	社会的リスク管理メカニズムと簡保資金の役割	深　浦　厚　之
15	長短金利差のマクロ経済活動に与える影響について	羽　森　茂　之
16	住宅ローンの証券化とローン保険・保証のあり方に関する研究	㈹井　村　進　哉
17	日本企業の再生と郵政公社資金　―企業再生型投資を中心に―	松　尾　順　介
18	生命保険需要と資産目標	岩　木　光一郎
19	わが国における簡保の役害と公社移行後の簡保のあり方の実証的研究―特に農山村を中心として―	上　田　良　光
20	リテール金融における実店舗の役割　～ユーザの動線と店舗・拠点配置	日向野　幹　也
21	みんなの体操による運動効果の考察	㈹青　山　敏　彦
22	保険事業における成年後見制度の活用方法	新　井　　誠

調査研究報告 No.16（１は平成15年度助成、他は平成16年度助成）

1	生命保険契約の保険金受取人の権利取得と放棄　―大阪高判平成一一・一二・二一金判一〇八四号四四頁を素材として―	笹　本　幸　祐
2	簡易保険による証券投資のあり方	代　田　　純
3	日本における地域金融の実態と金融機関によるコーポレートガバナンスについての考察	前　田　拓　生
4	長短金利差と経済活動：国際比較	羽　森　茂　之
5	日米間における金利スワップの利回りスプレッド連動性	伊　藤　隆　康
6	重度障害状態による保険金給付に関する法的諸問題　―高度障害保険契約における諸問題を参考として―	山　下　典　孝
7	保険会社のデフォルトリスクを考慮した最適保険デザインの導出とその応用	鈴　木　輝　好
8	我が国家計世帯における生命保険の加入状況に関する研究	㈹大　倉　真　人
9	アルフィナンツ企業のガバナンス問題　―新制度派経済学による経済分析―	㈹小　山　明　宏
10	郵政民営化の論点整理	㈹滝　川　好　夫
11	銀行と生保の貸出機能の比較分析　―金融仲介機関の情報生産能力の再検討―	㈹安　田　行　宏
12	個人の教育選択と教育費調達および経済発展への影響	㈹焼　田　　党
13	地域金融機関のリレーションシップバンキングの可能性　―信用金庫の業務特殊性を中心として―	㈹森　　映　雄
14	簡易保険事業ブランドの評価とブランド資産の解明	伊　藤　　一

15	日本における銀行・保険会社間の株式持合い、そのベネフィット・リスク・将来の課題	Tran Bich Hanh
16	保険約款規定の明確・平易性をめぐる法律問題　―フランス法を比較対象として―	山　野　嘉　朗
17	高齢者が自立生活するための運動の必要性に関する研究	㈹渡　部　鐐　二
18	郵貯・簡保民営化論議と会計制度改革	野　村　健太郎
19	リレーションシソプバンキングと金融機関経営の将来性	宮　越　龍　義
20	在宅健康管理システムによる高齢者の医療費削減効果に関する調査研究	㈹辻　　政　次

調査研究報告 No.17（１は平成16年度助成、他は平成17年度助成）

1	簡易保険を民営化した場合の企業価値　郵政公社４分割のシナリオに沿った分析	小　幡　　績
2	ラジオ体操の継続が循環器系疾患の危険因子に及ぼす影響	三　浦　　哉
3	郵便保険会社の経営危機対応制度について	山　本　裕　子
4	新潟県に本社を置く公開企業と地方銀行の関係	斎　藤　達　弘
5	介護保険財政の健全化のための、効率的介護サービスに関する研究	八　木　　匡
6	Ｅコマース戦略が企業価値に与える影響：インターネット広告産業のケース	武　田　史　子
7	収益力評価による生命保険会社の経営破綻リスクの早期把握　―ソルベンシー DI、CI、修正基礎利益の乖離率からなる複線型指標の提案	久　保　英　也
8	自治体によるコミュニティクレジットへの簡保資金の活用について	㈹高　寄　昇　三
9	ラジオ体操などの低強度運動が血糖コントロールに及ぼす影響	徳　山　薫　平
10	簡易保険の社会的価値に関する実証分析	中　西　泰　夫
11	郵政事業の構造と経済厚生　―金融コングロマリットの視点から―	深　浦　厚　之
12	不良債権処理と低金利政策の生命保険会社とマクロ経済に与える影響	脇　田　　成
13	リスク・インセンティブ問題における債務免除のあり方	吉　田　高　文
14	簡保資金による株式保有と議決権行使	相　原　　隆
15	民営化に伴うネットワーク維持と諸課題　―金融のユニバーサル・サービスを中心として―	㈹井　出　秀　樹
16	社会保障政策が家族内の相互依存関係に及ぼす影響に関する研究	㈹釜　田　公　良
17	簡易生命保険事業の民営化と保険契約者の法的保護	潘　　阿　憲
18	金融商品としての保険信託の可能性について	㈹渋　谷　彰　久

調査研究報告 No.18（１は平成17年度助成、他は平成18年度助成）

1	ソーシャルキャピタルとしての郵便局および簡易保険のあり方について　―今後のユビキタス社会への対応―	㈹樋　口　清　秀

2	簡易保険事業における経営革新モデル；CRM を中核として	石　田　成　則
3	介護サービスの拡大と民間介護保険の最適水準に関する基礎的研究	㈹安　川　文　朗
4	高齢者における慢性疾患による入院の費用効用分析	㈹西　本　真　弓
5	マクロ経済指標とボラティリティの非対称性、情報技術	㈹皆　木　健　男
6	社会保障の制度改革　―制度間相互依存を考慮して―	宮　澤　和　俊
7	若者の生活設計および金融教育のための家計調査方法の開発	㈹上　村　協　子
8	公共部門と保険：社会保険の機能と簡易保険	山　田　雅　俊
9	平均寿命に対する死亡テンポ変化の影響についての理論的、実証的研究	廣　嶋　清　志
10	流動性効果が証券ポートフォリオのパフォーマンスに与える影響	大　野　早　苗
11	アメリカにおける年金・医療保険市場の発展	㈹吉　田　健　三
12	公的企業のガバナンスと民営化の手法	芹　澤　伸　子
13	顧客に信頼される簡易保険外務員の行動についての研究　～本業に根ざした CSR の実践～	㈹井　上　昌　美
14	「格差社会」における簡易保険のあり方について　―家計破綻者の調査を基に―	宮　坂　順　子
15	生命保険商品に関する情報提供・助言義務の内容と限界　―日仏の比較法的検討を中心に―	山　野　嘉　朗
16	学校教育における保険教育のあり方	㈹大　藪　千　穂
17	生命保険と課税について　「生命保険会社の組織変更に伴う課税問題」	辻　　美　枝
18	経済格差社会における年金制度と子育て支援政策の政治経済学的研究	㈹焼　田　　党
19	ラジオ体操の継続的実施が精神及び身体に及ぼす効果について	㈹渡　部　鐐　二
20	郵便保険会社の戦略とガバナンス	手　塚　公　登
21	直接金融の推進と地域コミュニティーの活性化	松　本　寿吉郎

調査研究報告 No.19（平成19年度助成）

1	生命保険資産を利用したリスク回避度の推計と応用	㈹春　日　教　測
2	郵便局の統廃合に伴う保険加入機会の地域間格差に関する研究　― GIS（地理情報システム）を援用して―	田　中　耕　市
3	銀行のワンストップ・ショッピング戦略と近年の家計金融資産の変化 ―民営化後の簡保及び郵貯経営へのインプリケーション―	鯉　渕　　賢
4	委員会設置会社である株式会社かんぽ生命保険における社外取締役の役割およびその適格性に関する法的考察	小野寺　千　世
5	アメリカの公的医療保険システムの再編とマネジドケア：信託基金の財政再建策とのかかわりを中心に	櫻　井　　潤
6	介護予防の普及と行財政状況に関する実証分析	山　内　康　弘

7	簡保資金融資によるコミュニティ投資の可能性について	藤　江　昌　嗣
8	簡保資金によるコミュニティー活性化支援に関する研究　―ICT メディアと人々の意識を巡って―	大　江　ひろ子
9	協同組織金融機関の発展可能性と問題：理論的・実証的考察	㈹森　　映　雄
10	㈱かんぽ生命保険の株式上場への障壁　―保険契約の会計基準の適用を巡って―	上　野　雄　史
11	ライフ・サイクル仮説より見た生命保険と課税	福　重　元　嗣
12	Dual TFP と不良債権　―資本収益率低下のコスト―	脇　田　　成
13	郵政民営化後の個人金融分野における公的関与のあり方について　―ニュージーランド・キウィ銀行の経験に学ぶ―	㈹家　森　信　善
14	生命保険会社の格付けと契約者利益　―ドイツの事例を中心に―	江　澤　雅　彦
15	生命保険事業者の新たな効率性指標の開発に関する研究	㈹井　口　富　夫
16	国債市場の効率性と国債募集引受団の廃止	宮　越　龍　義
17	生保会社と金融コングロマリット　―販売チャネルの命題は成立するか―	小　藤　康　夫
18	人口減少社会の到来と生命保険業の課題	堀　田　一　吉
19	貸出動向アンケート調査と実体経済の関連に関する研究	伊　藤　隆　康

調査研究報告 No.20（平成20年度助成）

1	デュアル・キャリア・カップルの生活保障に関する実証研究　～金融資産の選択行動を中心に～	高　橋　桂　子
2	生命保険事業の EV に関するオプション理論分析　―年金と投資戦略の金融工学分析―	浦　谷　　規
3	ビッグバンは保険市場を競争的・効率的にしたか	茶　野　　努
4	医療保険契約と「家族」の構造	星　野　　豊
5	英国エクイタブル生命の経営危機　―ペンローズ報告の示唆―	山　本　裕　子
6	傷害事故の外来性の要件と判例理論の再検討　―フランス法・イギリス法を比較法として―	山　野　嘉　朗
7	アメリカ医療保険市場における消費者主導型医療プランの展開	長谷川　千　春
8	生命保険商品の銀行窓販に関する経済分析	大　倉　真　人
9	日本におけるサブプライム問題の影響に関する実証的研究　―国際的株価の連動とマクロ経済への影響と資産運用への示唆―	高　屋　定　美
10	介護保険市場における非営利・営利組織のシェアと適正な競争条件：民間・非営利シェアを拡大させる要因は何か	㈹金　谷　信　子
11	保険約款の現代的課題　―高齢契約者保護の視点から―	澁　谷　彰　久

12	保険会社の会社形態とコーポレート・ガバナンス　―株式会社化と効率性に関する予備的考察―	柳　瀬　典　由
13	グローバル化と私的年金課税　―ドイツの議論を参考に―	宮　本　十至子
14	改正保険法２条１号にいう「保険契約」の意義と生命保険買取契約による「リスクの集積」―再保険契約による「リスクの集積」と比較して―	肥　塚　肇　雄
15	生命保険契約における保険金受取人の介入権	遠　山　　聡
16	民営化後のかんぽ生命保険の課題と地域住民の要望に関する調査、研究	上　田　良　光
17	契約前発病不担保制度のあり方に関する研究	潘　　阿　憲
18	ドイツの高齢者生活保障における個人年金の役割　―理念と整合性の検討―	森　　周　子
19	社会保障による親子の居住地選択への影響と私的年金・医療保険の役割	㈹釜　田　公　良
20	保険金請求訴訟における審理のあり方についての考察　～証明責任論を中心として～	村　上　正　子

調査研究報告 No.21（平成21年度助成）

1	日本版 SOX 法導入に対する株式市場の反応分析	武　田　史　子
2	ドイツ医療制度改革が及ぼす民間医療保険者への影響	水　島　郁　子
3	インターネットを用いた保険契約の特性と可能性	井　出　　明
4	世界金融危機と保険事業　―連鎖倒産リスクを加味した CDS の作成に向けて―	水　野　貴　之
5	保険会社の貸出における横並び行動	中　川　竜　一
6	生命保険企業における新しいコーポレート・ガバナンス・システム　―ドイツ・コーポレート・ガバナンス規範（Deutscher Corporate Govenance Kodex）を生かして―	小　山　明　宏
7	フランスにおける公的医療保険と民間保険のあり方に関する調査研究	江　口　隆　裕
8	家計の資産・負債行動の変化が保険需要に与える影響　―家計の属性を考慮した相対的リスク回避度と特性モデルによる実証分析―	吉　川　卓　也
9	郵便局ネットワークの活用を通じてかんぽ生命保険事業を新しい公として展開させることの可能性についての研究	石　田　和　之
10	公社債流通市場における価格形成の特徴と債券運用への活用	高　橋　豊　治
11	金融機関における情報システムの課題とセキュリティマネジメント	税　所　哲　郎
12	サブプライム問題後の生損保の投資行動　―機関投資家の投資意欲を高めるための施策―	森　谷　智　子
13	生命保険業における金融危機後のコーポレート・ガバナンスのあり方―日本の生命保険業の今後の方向性の観点から―	㈹境　　睦
14	わが国における私的医療保険のあり方について	安　井　敏　晃

15	国営・公営企業の民営化とその新規株式公開（IPOs）の短期・長期的評価価値の研究	鵜　崎　清　貴
16	人口構造の変化に伴う生活リスクと生命保険ニーズ	㈹井　上　智　紀

調査研究報告 No.22（平成22年度助成）

1	かんぽ生命保険の生命保険市場における競争政策に関する研究　―地域性・公共性を持った企業の存在する市場における競争政策―	中　西　泰　夫
2	生命保険契約における給付金の不正請求防止と保険監督機関の関与	福　田　弥　夫
3	自殺による保険者の免責　―ソフトロー的視点から―	三　宅　　新
4	生命保険会社におけるグローバル金融危機後の統合リスク管理（ERM）手法の研究	菅　野　正　泰
5	第三分野保険市場の経済分析	芹　澤　伸　子
6	金融危機後におけるアメリカ年金市場および政策の転換	吉　田　健　三
7	生命保険業における競争環境の変化と地域構造に関する研究	㈹井　口　富　夫
8	保険募集行為規制に関する研究	潘　　阿　憲
9	生命保険のデリバリー・チャネルに関する研究	畔　上　秀　人
10	高度情報化社会における消費者行動の変化と生命保険マーケティングのあり方	久　我　尚　子
11	人口減少経済における土地の価格と社会保障年金改革	㈹焼　田　　党
12	生命保険および傷害疾病保険における保険料率および保障内容をめぐる競争と規制のあり方に関する研究	諏　澤　吉　彦
13	ドイツ法における保険契約者の相続人と第三者のためにする保険契約の受益者	清　水　耕　一
14	生命保険市場と市場規律	永　田　邦　和
15	不確実性下における情報提供が個人の保険選択に与える影響の分析　―実験経済学による検証―	㈹和　田　良　子
16	生命保険実務における男女差と公平性についての研究	宮　地　朋　果
17	生命保険会社における株主規制のあり方に関する一考察	小野寺　千　世
18	地域における高齢者保険契約の問題点　―任意後見制度の利用促進に向けて―	澁　谷　彰　久
19	生命保険が人的資本蓄積・経済成長に果たす役割：日本経済に関する世代重複モデルを用いたシミュレーション分析	㈹柳　原　光　芳
20	保険約款に対する内容規制と消費者保護法10条	井　上　健　一
21	保険契約における未成年者の同意に関する問題再考　―未成年者を被保険者とする死亡保険を中心として―	石　田　清　彦
22	保険としての CSR　―リスクマネジメントとしての CSR 再考―	佐　東　大　作

〒105－0001
東京都港区虎ノ門5－11－12　虎ノ門 ACTビル
財 団 法 人　か　ん　ぽ　財　団
TEL：03－5472－3004　FAX：03－5472－3008
URL　http://www.kampozaidan.or.jp